

令和 8 年 度

佐賀市農業委員会概要書



佐賀市農業委員会

農業委員会憲章

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

一．農業委員会は

農業・農村の代表として、
食料・農業・農村基本計画の実現に努め、
国民の期待と信頼に応えます。

一．農業委員会は

食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、
適正な農地行政に努め、
優良農地の確保と効率利用を進めます。

一．農業委員会は

農地利用の最適化をめざし、
担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の
発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一．農業委員会は

認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の
育成・確保と経営支援を強化し、
農業・農村の持続的発展に努めます。

一．農業委員会は

暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、
活力ある農業と農村社会をめざします。

目 次

佐 賀 市 の 概 要	1
1 沿 革	1
2 人 口 と 面 積	1
3 農 業 の 特 色	1
4 農 業 の 概 要	3
佐 賀 市 農 業 委 員 会	4
1 沿 革	4
2 構 成	6
3 歴 代 会 長	6
4 委 員 定 数	7
5 委 員 名 簿	7
(1) 農業委員 (24 人) (2) 農地利用最適化推進委員 (39 人)	
6 会議の設置及び処理事項	9
7 事務局事務分掌	10
8 所 掌 事 務 事 業	11
(1) 農地係関係 (2) 振興係関係	
9 令和7年度事業実績	13
(1) 事業経過 (2) 令和7年度会議開催状況	
(3) 通常総会・臨時総会審議内容 (4) 役員会審議内容	
(5) 定例総会審議内容 (6) 調査会 (7) グループ活動	
(8) 「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」の提出	
(9) 「さがし農業委員会だより」の発行 (10) 全国農業新聞の購読推進	
(11) 贈与税及び相続税納税猶予並びに不動産取得税徴収猶予の取扱い件数	
(12) 家族経営協定の推進	
10 農地等利用最適化推進施策に関する意見書	21
11 農 業 者 年 金	28
(1) 農業者年金の受託業務状況 (2) 農業者年金受給者の状況	
(3) 農業者年金加入者の状況 (4) 令和7年度農業者年金地区別新規加入者数	
12 農地の賃借料情報	30
13 農業経営基盤強化促進事業	31
14 農地中間管理事業	32

15	農地移動状況	33
	(1) 農地法第3条 (2) 農地法第4・5条 (3) 農地法第18条 (4) その他	
16	佐賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」	39

参 考

1	農地の売買・賃借などについて（農地法第3条）	44
2	農地の相続等の権利取得の届出制度について（農地法第3条の3）	45
3	農地の転用について（農地法第4条・5条）	46
4	違反転用に対する処分（農地法第51条ほか）	49
5	農地の賃貸借の更新について（農地法第17条）	49
6	農地の賃貸借の解約について（農地法第18条）	50
7	和解の仲介に関すること（農地法第25条ほか）	50
8	遊休農地（耕作放棄地）対策について（農地法第30条ほか）	50
9	農地中間管理機構を介した農地の賃借・売買	52
	(1) 農地中間管理事業（農地の賃借） (2) 農地売買等特例事業（農地の売買）	
10	農地の名義変更について	54
	(1) 売買による変更 (2) 交換による変更 (3) 贈与による変更	
	(4) 相続による変更 (5) 遺言書	
11	農業者年金制度について	56
	(1) 農業者年金制度の改正 (2) 新制度の農業者年金 (3) 旧制度の農業者年金	
	(4) 現況届 (5) 年金受給相談	
12	各種申請等の手続に必要な書類について	61
13	各種証明書の交付について	64

佐賀市の概要

1 沿革

佐賀市は、平成 17 年 10 月 1 日に佐賀市、諸富町、大和町、富士町及び三瀬村が合併して誕生しました。

さらに、平成 19 年 10 月 1 日には、川副町、東与賀町及び久保田町と合併し現在に至っています。

新しい佐賀市は、脊振山系の山ろく部の山林や清流、古代肥前の国の行政府跡「肥前国庁」、中心部の長崎街道に代表される歴史遺産や佐賀城公園、日本の近代化を先導した「幕末維新期の佐賀」の魅力を紹介している佐賀城本丸歴史館、筑後川にかかる昇開橋や佐賀平野に広がるクリークや田園風景、豊饒の海といわれる「有明海」など素晴らしい環境に恵まれています。特に観光面においては、山間部にある観光りんご園、温泉、また、沿岸部における干潟の個性的な動植物など、多様な魅力を備えるまちとなりました。

また、平成 27 年 5 月には、渡り鳥のシギ・チドリ類飛来数日本一を誇り、紅葉する塩生生物「シチメンソウ」が自生する「東よか干潟」が、ラムサール条約湿地に登録され、平成 27 年 7 月には、日本初の実用蒸気船「凌風丸」が造られた「三重津海軍所跡」が、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」のひとつとして、世界文化遺産に登録されました。

今後も、市民や地域が、それぞれの個性や魅力を発揮しながら、市の将来像として掲げている「佐賀らしさでみんなが上を向くまち」の実現を目指していきます。

2 人口と面積（令和8年3月末現在）

- ・総人口 224,390人
- ・総世帯 105,589世帯
- ・総面積 431.81平方キロメートル

3 農業の特色

（1）地域の特性に応じた農業の展開

ア 全国有数の農地面積

令和 7 年の経営耕地面積 10,500 ヘクタールのうち、水稻が 5,869 ヘクタール、大豆が 2,330 ヘクタール作付されており、全体の 78%を占めています。また、平坦地域においては、裏作の麦生産が全国有数の産地となっており、7,060 ヘクタールが作付されています。

イ 平坦地域、中山間地域、それぞれの多様な農業の推進

中山間地域から平坦地域では、農地の標高差が 500m以上あり、中山間地域では夏季の冷涼な気候を活かし、ホウレンソウ、パセリ、レタス、ピーマンなどの野菜、山麓部ではマルチ栽培をはじめとしたみかん等の果樹の生産が展開されています。

また平坦地域では、米、麦、大豆、たまねぎをはじめ、アスパラガス、イチゴ、トマト、ナス、キュウリなどの施設野菜や、バラ、電照キク等の花きなどの多様な農産物の生産が展開されています。

（2）整備された生産基盤と担い手への農地集積率の高さ

ア 整備された生産基盤

土地利用率高く、生産性の高い農業の展開が期待できます。平坦地域では、ほ場整備・かんがい排水事業、大規模共同乾燥調製貯蔵施設等の整備が実施され、生産性の高い農業を展開できる耕地や施設が整備されており、農地利用の高さは、全国トップレベルです。

イ 農地集積率

令和8年3月末時点の農地集積率は、全国平均62.1%に対して、本市は80.8%となっており、平坦地域を中心として、担い手農家（認定農業者、集落営農組織及び農事組合法人）への農地集積が進んでいます。

（3）農業への理解醸成

ア 地産地消の推進

安全・安心な農産物の地産地消の取組として、消費者がサポーターとなり、作業ボランティアに従事するなど、市民が農にふれあうことにより、農業への理解が深まっています。

市民が市産農産物を購入できる農産物直売所は市内全域に広がっており、積極的に購入する取組も定着してきています。

イ グリーンツーリズムの進展

本市は、福岡都市圏と隣接する北部地域をはじめとして、市内全域で観光などと組み合わせたグリーンツーリズムが行われており、農業振興と地域の活性化につながっています。



4 農業の概要

※農林業センサス

調査年			農 家 数				農家人口（世帯員数）			経営耕地面積（ha）			
			総数	販売農家			総数	男	女	総面積	用途別経営耕地面積		
				専業	一兼	二兼					田	畑	樹園地
平成17年	佐賀市		6,289	1,095	1,420	2,882	23,845	11,621	12,224	10,219	9,703	196	321
	旧市町村	佐賀市	2,178	374	509	974	8,217	3,998	4,219	3,731	3,635	75	21
		諸富町	281	61	58	129	1,121	549	572	535	531	3	0
		大和町	875	153	163	344	2,923	1,423	1,500	969	607	79	284
		富士町	620	84	111	336	2,316	1,118	1,198	628	604	22	2
		三瀬村	241	39	28	140	857	421	436	245	226	8	11
		川副町	1,197	231	352	515	4,898	2,424	2,474	2,355	2,352	2	1
		東与賀町	502	85	119	222	1,870	894	976	933	925	6	2
		久保田町	395	68	80	222	1,643	794	849	823	823	1	-
平成22年	佐賀市		3,426	760	640	1,248	11,137	5,457	5,680	10,821	10,253	275	294
	旧市町村	佐賀市	1,064	218	170	373	3,192	1,574	1,618	3,976	3,892	68	16
		諸富町	110	37	29	30	422	199	223	553	545	8	0
		大和町	712	129	116	216	1,949	956	993	940	625	59	257
		富士町	598	102	74	326	2,072	996	1,076	648	606	40	3
		三瀬村	233	41	20	141	787	384	403	252	229	9	15
		川副町	400	140	129	75	1,500	746	754	2,503	2,417	87	0
		東与賀町	168	46	65	37	656	327	329	977	971	5	1
		久保田町	141	37	29	47	483	240	243	810	810	-	-
平成27年	佐賀市		3,030	809	458	1,073	9,049	4,442	4,607	10,174	9,668	255	251
	旧市町村	佐賀市	938	234	113	322	2,568	1,247	1,321	3,493	3,427	54	11
		諸富町	91	32	24	24	310	149	161	543	535	7	0
		大和町	604	122	72	196	1,508	750	758	858	580	55	223
		富士町	518	124	47	273	1,688	820	868	605	573	29	3
		三瀬村	201	41	15	115	599	296	303	236	213	9	13
		川副町	382	164	112	64	1,301	647	654	2,506	2,421	85	0
		東与賀町	179	53	53	40	629	315	314	1,001	990	10	1
		久保田町	117	36	18	34	391	190	201	769	762	6	-
令和2年	佐賀市		2,662				7,468	4,939	2,529	10,454	10,060	153	241
	旧市町村	佐賀市	814				2,302	1,564	738	3,837	3,772	53	9
		諸富町	53				270	201	69	527	518	10	0
		大和町	546				963	568	395	856	584	51	221
		富士町	471				1,014	587	427	549	523	25	1
		三瀬村	194				457	270	187	215	198	7	10
		川副町	348				1,414	1,003	411	2,509	2,505	5	0
		東与賀町	141				533	366	167	954	953	1	-
		久保田町	95				437	321	116	836	836	-	-

（注）農家数のうち販売農家の専業業別分類は、2020年（令和2年）農林業センサスより廃止となっている。

（注）一部、統計数値が公表されていないため、佐賀市の数値が旧市町村の合計値と一致しない場合がある。

佐賀市農業委員会

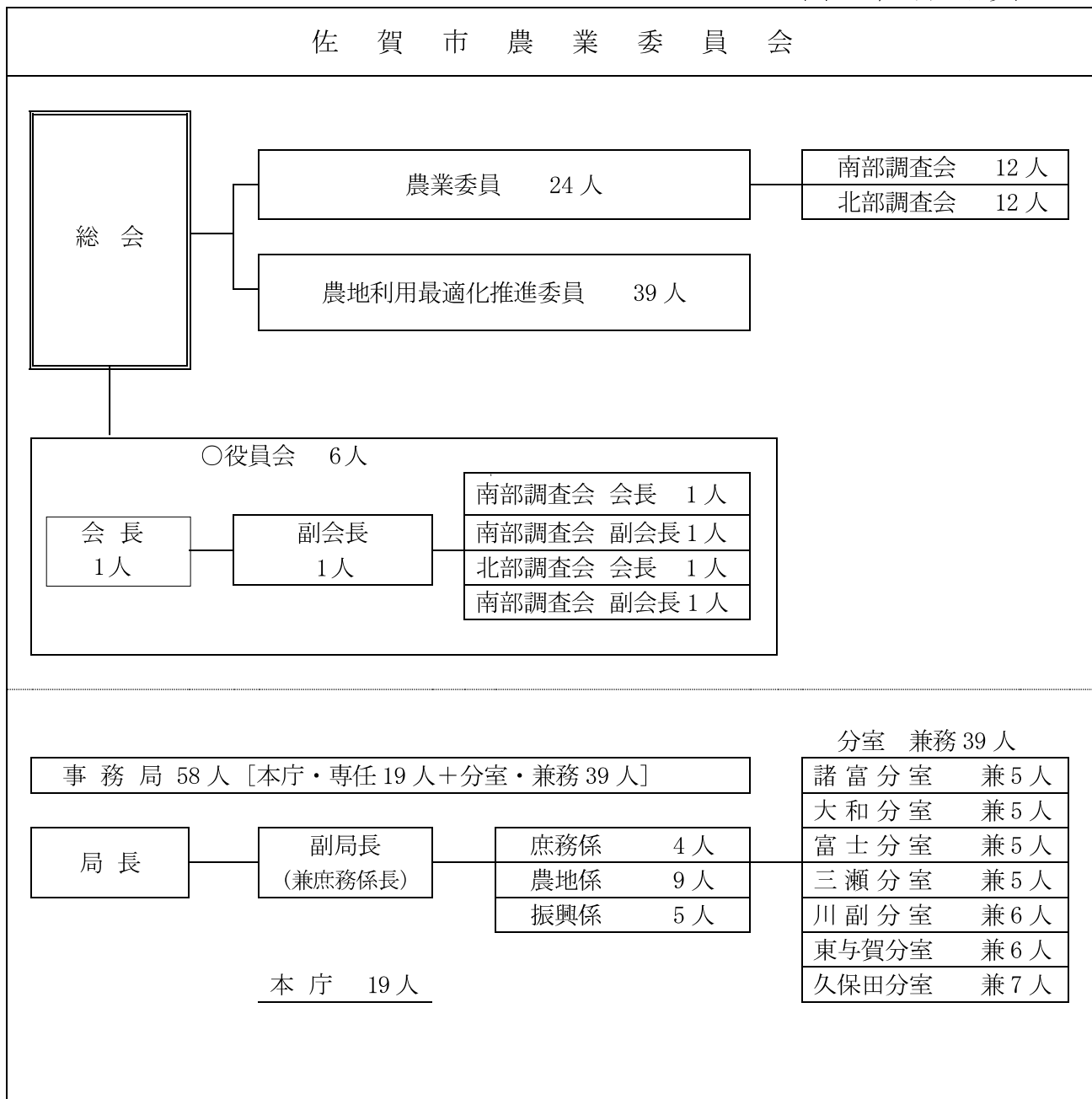
1 沿革

年 月 日	沿 革	委 員 定 数
平成17年10月1日	佐賀市農業委員会を新たに設置する。 合併特例法の適用により在任特例期間中は、旧市町村のすべての公選委員78人が引き続き在任する。 旧佐賀市30人、旧諸富町13人、旧大和町15人、旧富士町10人、旧三瀬村10人 ・農業団体推薦委員8人 ・土地改良区推薦委員1人 ・議会推薦委員4人（11月4日選任） ○農地部会と振興部会を設置 ・東部調査会、西部調査会、諸富調査会、大和調査会、富士調査会、三瀬調査会の6調査会を設置	選挙委員78人 （委員総数91人） 《在任特例期間》 平成17年10月1日 } 平成18年3月31日
平成18年3月12日	第1回佐賀市農業委員会委員選挙を実施する。	選挙委員30人
平成18年4月1日	一般選挙後、初めての総会を開催する。 ・選挙委員30人 ・選任委員7人 （農業団体推薦2人、土地改良区推薦1人、議会推薦4人） ○農地部会18人、振興部会19人の2部会を設置 ・東部調査会と西部調査会の2調査会を設置	選挙委員30人 （委員総数37人）
平成19年10月1日	合併後、総会を開催する。 合併特例法の適用により在任特例期間中は、旧市町のすべての公選委員59人が引き続き在任する。 旧佐賀市30人、旧川副町16人、旧東与賀町7人、旧久保田町6人 ・農業団体推薦委員2人、土地改良区1人 ・議会推薦委員4人（11月9日選任） ○農地部会18人、振興部会25人 ・東部調査会、西部調査会、川副調査会、東与賀調査会、久保田調査会の5調査会を設置	選挙委員59人 （委員総数66人） 《在任特例期間》 平成19年10月1日 } 平成21年3月31日
平成21年3月15日	第2回佐賀市農業委員会委員選挙を実施する。	選挙委員38人
平成21年4月1日	一般選挙後、初めての総会を開催する。 ・選挙委員38人 ・選任委員7人 （農業団体推薦2人、土地改良区推薦1人、議会推薦4人） ○農地部会18人、振興部会27人の2部会を設置 ・南部調査会と北部調査会の2調査会を設置	選挙委員38人 （委員総数45人） （任期：3年）
平成24年3月11日	第3回佐賀市農業委員会委員選挙を実施する。	選挙委員38人
平成27年3月1日	第4回佐賀市農業委員会委員選挙を実施する。	選挙委員38人
平成29年1月1日	農地転用許可権限に係る指定市町村の指定を受ける。	選挙委員38人
平成30年4月1日	法改正に伴い新体制へ移行 ○市長が、議会の同意を得て農業委員会委員を任命 ・農業委員24人 ○農業委員会が、農地利用最適化推進委員を委嘱 ・推進委員39人	農業委員24人 推進委員39人 計63人 （任期：3年）

年月日	沿 革	委員定数
令和3年4月1日	任期満了に伴い新制度2期目 ○市長が、議会の同意を得て農業委員会委員を任命 ・農業委員 24人 ○農業委員会が、農地利用最適化推進委員を委嘱 ・推進委員 39人	農業委員24人 推進委員39人 計 63人 (任期：3年)
令和6年4月1日	任期満了に伴い新制度3期目 ○市長が、議会の同意を得て農業委員会委員を任命 ・農業委員 24人 ○農業委員会が、農地利用最適化推進委員を委嘱 ・推進委員 39人	農業委員24人 推進委員39人 計 63人 (任期：3年)

2 構 成

令和8年4月1日現在



3 歴代会長

氏 名	就 任 年 月 日
松田 孝雄	平成 17 年 10 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日
馬郡 修	平成 18 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
坂井 邦夫	平成 24 年 4 月 2 日～令和 3 年 3 月 31 日
大園 敏明	令和 3 年 4 月 1 日～現在

4 委員定数 (令和8年4月1日現在)

- ・農業委員会委員 24人
- ・農地利用最適化推進委員 39人

*改正された農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、農業委員会委員の公選制が廃止され、佐賀市においては平成30年4月から新体制に移行し、令和6年4月1日から新制度移行3期目となりました。

5 委員名簿

(1) 農業委員 (24人)

地区名	氏名	電話番号		地区名	氏名	電話番号
嘉瀬	蒲原 茂	090-4589-0512		鍋島	田中 郁子	30-4818
西与賀	飯盛 秀俊	090-8662-0611			布上 直道	32-1815
本庄	野田 悦伸	22-0595		中央	野田 政光	24-4023
北川副	式町 弘	090-4515-5482		高木瀬	永渕 昭	30-9038
巨勢	鵜池 隆喜	97-0482		兵庫	宮崎 和彦	30-9416
蓮池	平尾 泰弘	97-0321		金立	千綿文太郎	090-1340-4305
諸富	長尾 貞文	090-3987-2149		久保泉	山田 智	98-3587
川副	◎大園 敏明	45-0192		大和	北村タツ子	090-7396-9609
	増田 政治	45-3063			○吉田 和文	62-1394
東与賀	山田 道春	080-5252-0034			中山 光	62-5026
	山田 敦	090-5730-1068		富士	江口 典弘	090-1873-0807
久保田	八次 正	68-2282		三瀬	藤野 兼治	56-2625

◎は会長、○は副会長

(2) 農地利用最適化推進委員 (39 人)

地区名	氏 名	電話番号	地区名	氏 名	電話番号
嘉 瀬	船津丸浩之	090-2512-5007	鍋 島	納富 正文	26-3362
	梅原 克宏	090-8668-1788		松永 康弘	090-3799-3989
西与賀	蒲原 康文	090-4357-2761	中 央	貞富 裕昭	24-1952
本 庄	鳥谷 直己	26-0183	高木瀬	牧 良利	30-9384
北川副	馬場 広己	090-4349-1660	兵 庫	内田 義和	090-4585-8911
巨 勢	高橋 勝正	090-2580-2038		吉浦 和俊	080-1777-4633
蓮 池	園田 照男	97-0361	金 立	石田 勝美	98-0887
諸 富	山口 豊	090-8918-8747		永渕 敏信	98-0718
	吉田 泰理	090-7476-6990	久保泉	山本 輝夫	98-3116
川 副	徳永 正廣	45-1510		境 皖吉	98-0716
	野田 正喜	090-8830-1433		中嶋 浩樹	090-3327-9441
	元村 和則	090-5474-7807	大 和	原口 雅敏	62-1659
	長谷川正博	090-4998-7014		飯塚 浩二	62-3483
東与賀	徳久 繁樹	090-5945-8126		副島 智幸	62-0492
	古川 友計	090-2712-3163		吉浦 正蔵	090-5738-5414
久保田	山崎 芳高	68-2570	富 士	杉山 貞信	090-4589-8806
	塚原 勝則	090-8669-7801		吉浦 明	57-2809
	森 光則	090-8766-1569		光野 武広	58-2636
			三 瀬	眞手 秋浩	080-5273-2789
				久米 正喜	090-8391-8698
				杠 春好	080-8952-9910

6 会議の設置及び処理事項

種 別	内 容
総 会	1 農業委員会の基本的事項に関する事項 2 農地法その他の法令によりその権限に属する事項 3 土地改良法その他の法令により、その権限に属する農地等の交換分合及びこれに付随する事項 4 農業経営基盤強化促進法によりその権限に属する事項 5 農地等の利用関係についてのあっせん（仲介）及び争議の防止に関する事項 6 農地等の交換分合のあっせん、その他農地事情の改善に関する事項 7 農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況の公表及び農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出 8 総会の議案決定に関する事項 9 役員を選出に関する事項 10 その他、会長が必要と認める事項
役 員 会	1 農業委員会の運営に関する事項 2 その他、会長が必要と認める事項
調 査 会	1 農業委員会等に関する法律第35条第1項に定める事項 2 その他、会長が指示する事項

7 事務局事務分掌

令和8年4月1日現在

区 分		職名及び職員数		備 考
		局 長	1	
		副局長	1	
本 庁	庶務係 (直通) 40-7340	副局長兼係長 政策主査 主 査	(1) 2 1	1 公印の管理に関すること。 2 所属職員の任免、服務その他人事に関すること。 3 文書の収受、発送及び保存に関すること。 4 予算・決算に関すること。 5 物品の請求、備品の管理、消耗品の受払保管に関すること。 6 条例、規程等の整備に関すること。 7 総会及び役員会に関すること。 8 他の係の所管に属しないこと。
	農地係 (直通) 40-7341	係 長 政策主査 主 査 主 事	1 5 2 1	1 農地法関係事務及び総会、調査会に関すること。 2 農地利用状況調査（農地パトロール）に関すること。 3 農地利用意向調査に関すること。 4 遊休農地の発生防止・解消に関すること。 5 農地紛争の和解の仲介に関すること。
	振興係 (直通) 40-7342	主幹兼係長 政策主査 主 査 再任用	1 2 1 1	1 農地中間管理事業による利用権設定に関すること。 2 農地売買等特例事業に関すること。 3 農業者年金に関すること。 4 農地等利用最適化推進施策に関する意見書に関すること。 5 農業委員会活動の啓発・広報に関すること。 6 農地中間管理機構との連携に関すること。 7 農地等の贈与・相続に伴う納税猶予に関すること。 8 その他農業振興に関すること。
	小計		19	

諸富分室 47-4905	兼分室長 1、兼主幹 2、兼主査 2 計 5	＊各支所総務・地域振興グループで 農業委員会事務局を兼務 39 人 ≪7 分室共通≫ 農業委員会に関する業務のうち、 分室業務に関すること。
大和分室 62-1112	兼分室長 1、兼主幹 2、兼主査 2 計 5	
富士分室 58-2112	兼分室長 1、兼主幹 1、兼政策主査 2、 兼主事 1 計 5	
三瀬分室 56-2111	兼分室長 1、兼政策主査 4 計 5	
川副分室 45-1111	兼分室長 1、兼主幹 1、兼政策主査 2、 兼主査 1、兼再任用 1 計 6	
東与賀分室 45-1022	兼分室長 1、兼主幹 1、兼政策主査 1、 兼主査 2、 兼再任用 1 計 6	
久保田分室 68-2111	兼分室長 1、兼主幹 2、兼政策主査 1、 兼主事 3 計 7	

◎事務局職員総数 58 人（19 人＋兼務 39 人）

8 所掌事務事業

(1) 農地係関係

農地法の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律・国土利用計画法・都市計画関係諸法との関連に配慮しつつ、農業生産の場である農地の確保と、計画的な農地の有効利用を図ります。

ア 農地法関係事務及び総会、調査会

(ア) 農地法第3条（農地を農地のまま権利の移転、設定をする場合）許可申請については、農地法第3条第2項各号の規定により、調査会及び総会で審議・決定をします。

また、相続等により農地の権利を取得した者についても、第3条の3の規定による届出の処理を行います。

(イ) 農地法第4条（自らの農地を農地以外の目的に供する場合）及び第5条（農地の権利移転等を伴って農地を農地以外の目的に供する場合）の規定に基づく転用許可申請については、農地転用許可基準に基づき、調査会及び総会で審議・決定をします。

(ウ) 農地法第18条第1項（農地の賃貸借の解約等をする場合）の許可申請については、同条第2項の規定に基づき、調査会及び総会で審議・決定をします。

(エ) その他、農地法に基づく届出及び諸証明等の事務処理については、適正かつ迅速に処理を行います。

イ 農地利用状況調査（農地パトロール）

農業委員会が、管内全ての農地の利用状況について調査を行い、遊休農地がある場合には是正指導等を行います。

ウ 農地利用意向調査

農地利用状況調査により判明した遊休農地に関しては、所有者等への意向調査を行い、農地の有効活用を推進します。

エ 遊休農地の発生防止・解消

農地の有効利用を図るため、遊休農地の発生防止及び解消に向けて、ホームページ等での啓発活動を行うとともに、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施し、遊休農地の解消に努めます。

オ 農地紛争の和解の仲介

農地の利用関係をめぐる紛争が生じた場合は、農地法に基づき対処します。

(2) 振興係関係

ア 農地中間管理事業による利用権設定の推進

意欲ある農業者に対する農用地の利用集積・集約、これらの農業者の経営管理の合理化を図り、農業経営基盤の強化を促進するため、農業振興地域内の農地について、農地中間管理機構（佐賀県農業公社）と連携し、農地中間管理事業による利用権設定を推進します。

イ 農地売買等特例事業の推進

農業委員会（農業委員・農地利用最適化推進委員）に売却相談があった農地を、農業経営の規模拡大等を考えている担い手（認定農業者等）に、農地利用最適化推進委員等があっせん（仲介）を行い、売買の調整ができたものについて、県農業公社が買入れた後、担い手に売渡す農地売買等特例事業を推進します。

ウ 農業者年金事業の推進

農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るため、農業者年金の加入推進に努めます。

エ 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出

農業委員会活動の中で得られた知見等に基づき、農地利用最適化の推進をより効率的かつ効果的に実施するため、農地等利用最適化推進施策に関する意見書を市長へ提出します。

オ 農業委員会活動の周知・啓発

毎年1月に発行する「さがし農業委員会だより」に、農業委員・農地利用最適化推進委員や担い手の紹介、農業者年金の加入推進や全国農業新聞の購読推進、農地の売買・転用・利用権設定の手続に関する情報などを掲載し、市内の農業者等に対して農業委員会活動の周知・啓発を行います。

カ 農地等の贈与・相続に伴う納税猶予制度の周知等

農業後継者が生前一括贈与により農地を取得した場合、また、相続人が相続又は遺贈により農地を取得した場合には、それぞれに贈与税、相続税の納税猶予制度が設けられています。農業後継者の育成と農地の分散防止のため、農地等の納税猶予制度の周知及びその制度に付随する事務手続等を行います。

キ その他農業振興関係事務

農地所有適格法人・一般法人に対する指導や家族経営協定の推進など、農業振興上必要な事務等を行います。

9 令和7年度事業実績

(1) 事業経過

月	日	主催	事 項	場 所
令和7年 4月	9	市	4月役員会	東与賀支所 大会議室
	15	県農業会議	常設審議委員会	佐賀総合庁舎
	17	市	第1回佐賀市農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会	本庁 大会議室
	18	市	4月定例総会	本庁 大会議室
5月	12	市	5月役員会	春日公民館 視聴覚室
	19	市	5月定例総会	本庁 大会議室
	19	県農業会議	県農業会議監査・役員会	佐賀総合庁舎
	21	県農業会議	県農業会議理事会	グランデはがくれ
	23	県都市農協議会	県都市農業委員会協議会総会、研修会	佐賀県伊万里市
	28	全国農業会議所	全国農業委員会会長大会	東京都
	29	全国農業会議所	国会議員への要請活動	東京都
6月	10	市	6月役員会	東与賀支所 大会議室
	16	県農業会議	県農業会議通常総会	グランデはがくれ
	16	県農業会議	市町農業委員会会長会議	グランデはがくれ
	18	市	6月定例総会	大財別館 4-1・2会議室
7月	4	市	第2回佐賀市農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会	グランデはがくれ
	9	市	7月役員会	東与賀支所 大会議室
	18	市	7月定例総会	大財別館4-1・2会議室
	31	県農業会議	県農業会議臨時理事会（書面議決）	－
8月	5	市	農地利用最適化推進委員先進地視察研修	熊本県合志市
	6	市	8月役員会	東与賀支所 大会議室
	18	県農業会議	常設審議委員会	佐賀総合庁舎
	19	市	8月定例総会	本庁 大会議室
	21	市	農業委員先進地視察研修	山口県山口市
	22	〃	〃	山口県岩国市
	29	県農業会議	佐賀県農業委員会女性協議会総会・研修会	佐賀総合庁舎
9月	10	市	9月役員会	春日公民館 視聴覚室
	12	県農業会議	農業委員・農地利用最適化推進委員研修会	佐賀県神崎市
	18	市	9月定例総会	大財別館4-1・2会議室
	29	市	佐賀市長へ農地等利用最適化推進施策に関する意見書提出	本庁 庁議室
10月	6	市	10月役員会	東与賀支所 大会議室
	17	市	10月定例総会	大財別館4-1・2会議室
	29	県都市農協議会	県都市農業委員会協議会先進地視察研修	宮崎県西臼杵郡日之影町
	30	〃	〃	熊本県上益城郡益城町

※「市」は、「佐賀市農業委員会」

月	日	主催	事 項	場 所
11月	11	市	11月役員会	春日公民館 視聴覚室
	17	県農業会議	常設審議委員会	佐賀総合庁舎
	18	市	11月定例総会	大財別館 4-1・2会議室
	18	九州・沖縄各県 農業会議	九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会	長崎県長崎市
	19	〃	〃	〃
	26	全国農業会議所	農業者年金加入推進セミナー	東京都
	27	全国農業会議所	国会議員への要請活動・全国農業委員会会長代表者集会	東京都
12月	9	市	12月役員会	東与賀支所 中会議室
	15	県農業会議	市町農業委員会会長会議	グランデはがくれ
	18	市	12月定例総会	本庁 大会議室
令和8年 1月	9	市	1月役員会	春日公民館 視聴覚室
	15	県農業会議	常設審議委員会	佐賀総合庁舎
	19	市	1月定例総会	本庁 大会議室
2月	4	市	第3回佐賀市農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会	佐賀県教育会館
	9	市	2月役員会	東与賀支所 中会議室
	18	市	2月定例総会	本庁 大会議室
	19	県農業会議	佐賀県農業委員会女性協議会現地視察研修	佐賀県小城市
3月	11	市	3月役員会	春日公民館 視聴覚室
	16	県農業会議	常設審議委員会	佐賀総合庁舎
	18	市	3月定例総会	本庁 大会議室
	22	県農業会議	市町農業委員会会長等研修会	ガーデンテラス佐賀
	22	県農業会議	市町農業委員会会長会議	ガーデンテラス佐賀
	25	県農業会議	県農業会議理事会	佐賀総合庁舎
	27	市	農業委員会第1回臨時総会	ホテルアマンディ
	27	市	農業委員会通常総会	ホテルアマンディ

※「市」は、「佐賀市農業委員会」

◎ 農業委員先進地視察研修

視察日：令和 7年 8月21日（木）・22日（金）

視察先：山口県山口市農業委員会 他

内 容：農地転用・3条売買の審議状況について
非農地通知の運用状況について
農業委員会サポートシステムの活用状況について

◎ 農地利用最適化推進委員先進地視察研修

視察日：令和 7年 8月 5日（火）

視察先：熊本県合志市農業委員会

内 容：農地利用最適化推進活動について
農業者年金加入推進活動について

(2) 令和7年度会議開催状況

月	通常総会	定例総会	臨時総会	役員会	調査会		農業者年金 グループ	広報 グループ
					南部	北部		
4		○		○	○	○	○	○
5		○		○	○	○		
6		○		○	○	○		
7		○		○	○	○		○
8		○		○	○	○		○
9		○		○	○	○		○
10		○		○	○	○	○	○
11		○		○	○	○		
12		○		○	○	○		
1		○		○	○	○		
2		○		○	○	○	○	
3	○	○	○	○	—	○		○
計	1回	12回	1回	12回	11回	12回	3回	6回

(3) 通常総会・臨時総会審議内容

総会名 (期 日)	議 事 内 容
臨時総会 (令和8年3月27日)	(1) 佐賀市農業委員会事務局職員職名規程の一部改正について
通常総会 (令和8年3月27日)	(1) 令和7年度事業報告について ① 活動状況報告 ② 役員会事業報告 ③ 総会等事業報告 ④ グループ活動報告 (2) 令和8年度事業計画(案)について ① 会議日程(案) ② 研修会等計画(案) ③ 役員会事業計画(案) ④ グループ活動計画(案)

(4) 役員会審議内容

月 日	協 議 事 項 等	会 場
令和7年 4月 9日	4月役員会 (1) 令和7年度佐賀市農業委員会の運営について (2) 第1回佐賀市農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会について (3) 農業者年金について (4) 令和6年度最適化活動の点検・評価について (5) 令和7年度最適化活動の目標の設定について (6) その他	東与賀支所 大会議室
5月 12日	5月役員会 (1) 最適化活動の令和6年度点検・評価及び令和7年度目標の設定について (2) 令和6年度農地パトロールの結果について (3) 第2回佐賀市農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会について (4) その他	春日公民館 視聴覚室
6月 10日	6月役員会 (1) 第2回佐賀市農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会について (2) その他	東与賀支所 大会議室
7月 9日	7月役員会 (1) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書に係るスケジュールについて (2) 農地転用許可に係る審査請求について (3) その他	東与賀支所 大会議室
8月 6日	8月役員会 (1) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）及び意見書提出後の 意見交換会について (2) その他	東与賀支所 大会議室
9月 10日	9月役員会 (1) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について (2) 「さがし農業委員会だより（第28号）」の発行について (3) 審査請求について (4) 農地利用最適化推進委員の辞任について (5) その他	春日公民館 視聴覚室
10月 6日	10月役員会 (1) 「さがし農業委員会だより（第28号）」の発行について (2) 農地利用最適化推進委員の募集について (3) 行政不服審査請求の裁決について (4) その他	東与賀支所 大会議室
11月 11日	11月役員会 (1) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の回答について (2) 農地利用最適化推進委員の委嘱について (3) 令和8年度年間会議日程（案）について (4) その他	春日公民館 視聴覚室
12月 9日	12月役員会 (1) 第3回佐賀市農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会について (2) その他	東与賀支所 中会議室

月 日	協 議 事 項 等	会 場
令和8年 1月 9日	1月役員会 (1) 第3回佐賀市農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会について (2) その他	春日公民館 視聴覚室
2月 9日	2月役員会 (1) 令和7年度通常総会等の概要について (2) 農地の利用意向調査について (3) 農地中間管理事業の業務委託について (4) その他	東与賀支所 中会議室
3月 11日	3月役員会 (1) 令和7年度通常総会等について (2) 地元農業者からの意見の収集及び集約について (3) 令和8年度第1回佐賀市農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会について (4) その他	春日公民館 視聴覚室

(5) 定例総会審議内容

(単位：件)

種別：月		佐賀市												計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
3条の3届出		15	5	13	19	13	8	8	10	8	14	9	16	138
18条解約通知・届出		20	36	23	23	11	10	22	14	26	18	21	33	257
使用貸借解約通知		4	5	6	2	2	3	1	3	2	1	1	5	35
形状変更届								1			1			2
4条届出			1	2		3		2	5	2	1		1	17
5条届出		3	3		2	3	5	1	1	4	4	2		28
土地改良事業 参加資格交替申出			3											3
3条許可申請		15	12	12	11	14	13	21	12	14	15	11	24	174
4条許可申請		1		2	1	1	1	1		2	1		9	19
5条許可申請		11	6	5	6	16	8	7	15	11	9	5	18	117
許可（受理）取消願		1	2		1	2	1	1	1					9
事業計画変更承認申請						1		2			1	1		5
買受適格証明願														0
18条許可申請														0
農用地利用 集積等促進 計画	所有権移転	6	26	18	33	4	6	12	17	8	16	16	10	172
	利用権設定	433	68	59	135	48	190	264	123	122	54	58	47	1,601
	利用権移転											1		1
買入協議の適否の判断		1					1	1	1		1		1	6
利用集積計画利用権設定														0
農振法第13条変更申出 (除外)				7				7				4		18
農振法第10条変更申出				3				1				1		5
農振法第13条変更申出 (編入)				6				4				1		11
非農地通知の発行		1		2	1	1	2		2	1	1		1	12
法定協議														0
佐賀農業振興地域整備計画 (案) (5年ごとの見直し)														0
地域計画のうち目標地図 の素案の作成（報告）														0
目標及び活動の点検・評価			1											1
最適化活動の目標の設定			1											1
最適化推進施策に関する 意見書							1							1
農地等の利用の最適化の 推進に関する指針														0
農地利用最適化推進委員 の辞任・委嘱について							1		1					2
行政不服審査請求の採決 について										1				1
計		511	169	158	234	119	250	356	205	201	137	131	165	2,636

(6) 調査会

市内を南部・北部に分け、定例総会前に現地調査及び事前審議を行っています。

(7) グループ活動

佐賀市農業委員会では、農業者年金の加入推進や農業委員会だよりの発行などに関する計画や活動を行うために、「農業者年金グループ」及び「広報グループ」を設置しています。

① 農業者年金グループ活動内容

月 日	内 容
令和7年 4月18日(金) (第1回)	① 令和7年度農業者年金グループ活動計画について ② 「令和7年度加入推進活動計画」及び「令和7年度農業者年金加入推進活動年間予定」について ③ 農業者年金活動報告書及び個人記録簿について
10月17日(金) (第2回)	① 農業者年金の新規加入状況等について ② 「令和7年度農業者年金加入推進セミナー」への参加について ③ その他 ・活動報告書及び個人記録簿の提出について
令和8年 2月18日(水) (第3回)	① 農業者年金の新規加入状況等について ② 加入推進部長の「活動実績報告書兼活動記録簿」について ③ 令和8年度農業者年金加入推進方針(案)について ④ その他 ・「令和7年度農業者年金加入推進セミナー」の報告について

② 広報グループ活動内容

月 日	内 容
令和7年 4月18日(金) (第1回)	① 令和7年度広報グループ活動計画について ② 令和7年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について ③ さがし農業委員会だより(第28号)について ④ 全国農業新聞の購読推進について
7月18日(金) (第2回)	① 令和7年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について ② 全国農業新聞の加入推進の状況報告について
8月19日(火) (第3回)	① 令和7年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について ② 全国農業新聞の加入推進の状況報告について
9月18日(木) (第4回)	① さがし農業委員会だより(第28号)について ② 全国農業新聞の加入推進の状況報告について
10月17日(金) (第5回)	さがし農業委員会だより(第28号)について
令和8年 3月18日(水) (第6回)	① 令和7年度広報グループ活動報告について ② 全国農業新聞の加入推進の状況報告について ③ 令和8年度広報グループ活動計画(案)について

(8) 「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」の提出

農地利用最適化の推進をより効率的かつ効果的に実施するため、農業者の意見等を収集・集約し、農業委員会活動の中で得られた知見等に基づき農地等利用最適化推進施策に関する意見書を作成し、市長へ提出しました。

※詳細は、P21～27 に掲載

- ア) 稼ぐ農業の確立について
- イ) 担い手の確保・育成について
- ウ) 農地の保全と利用促進について
- エ) 地域内循環の促進について
- オ) “農”のあるまちづくりの推進について

(9) 「さがし農業委員会だより」の発行

市内の農家への農業委員会等に関する情報提供として、農業委員会活動内容等を掲載した「さがし農業委員会だより（第 28 号）」を令和 8 年 1 月に発行し、市内農家及び関係機関へ配布しました。

(10) 全国農業新聞の購読推進

情報提供活動として、農業政策や全国各地の優良事例等が掲載された全国農業新聞の購読推進を行いました。令和 8 年 3 月末現在の市内の購読部数は 136 部です。

(11) 贈与税及び相続税納税猶予並びに不動産取得税徴収猶予の取扱い件数

1) 贈与税	0 件（新規申請 0 件、継続届 0 件）
2) 相続税	0 件（新規申請 0 件、継続届 0 件）
3) 不動産取得税	2 件（新規申請 0 件、継続届 2 件）
計	2 件

(12) 家族経営協定の推進

家族経営協定とは、家族で取組む農業経営について、経営方針や家族一人ひとりの役割、就業条件等について家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。

この協定の締結により、経営理念や経営方針を家族みんなで共有できるようになり、家族全員の経営意識が向上し、家族内の役割分担や就業規則の取り決めを通じて経営の合理化などが図られることから、家族経営協定の締結を推進しました。

◎令和 7 年度新規締結件数 川副地区 1 件、東与賀地区 1 件、久保田地区 1 件
計 3 件

◎家族経営協定締結件数（佐賀市全体） 256 件 [令和 8 年 3 月末現在]

10 農地等利用最適化推進施策に関する意見書

令和7年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書を、令和7年9月29日に市長へ提出し、令和7年10月31日に市長から回答を得ました。

平素より、佐賀市農業委員会活動に対しましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ここ数年猛暑の影響、農業資材・燃料価格の高騰により昨今の農業・農村を取り巻く環境は、依然として農業経営が逼迫している状況であります。

また、昨年から「令和の米騒動」として米の価格高騰や米不足が発生し、国民の米に対する価値観が変化し、行政に対して不安が高まっています。多くの国民が、米は身近で安定した価格が定着しているため、価格上昇により混乱を招きました。米の正しい価値の認識がなされるよう佐賀市でも周知いただきたいと思います。

佐賀市の農業・農村問題につきましては、農業者の高齢化や担い手不足、荒廃農地の増加、有害鳥獣による被害があり、将来の農地保全管理等が困難であります。これらの課題解決に向けて、農業委員会では、「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」を積極的に行い、農地等の利用の最適化を推進しています。

また、国が進める地域計画の実現に向けて、日々農業の明るい未来を考えて取り組んでいます。

佐賀市におかれましても、これらの課題解決に向けた施策を企画・実行いただき、特に農作業の効率化が図られるスマート農業の推進、農業所得の向上など、持続可能な地域農業の確立に向けた取組の実施をお願いします。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、次の5項目について意見書を提出します。

- 1 稼ぐ農業の確立について
- 2 担い手の確保・育成について
- 3 農地の保全と利用促進について
- 4 地域内循環の促進について
- 5 “農”のあるまちづくりの推進について

1 稼ぐ農業の確立について

本市の農業は、平坦地域では、「米、麦、大豆」による二毛作を中心とした土地利用型農業やイチゴ、アスパラガス、トマト等の施設野菜、たまねぎ、レンコンなどの露地野菜の栽培が盛んに行われています。中山間地域では、米、ホウレンソウ・ピーマンを中心とした施設野菜、露地みかん等の生産が行われており、全国有数の高い耕地利用率を誇っています。

一方で、農業経営は、「農業資材・肥料・燃料の高騰」「気候変動等による品質低下、収穫量の減少」などの影響により、厳しい状況が続いています。

このような中、市内の農家からは、「スマート農業導入に係る支援の強化と説明会・意見交換会を実施してほしい。また、国・県の農業用機械の支援に対する要件が高いため緩和してほしい。」などの意見が寄せられています。

また、ブランド化と販路拡大のために、「市認定制度による6次産品のブランド化」「農商工連携の推進」などの様々な施策が講じられています。

その一方で、産地間競争が激化しているため、今後の厳しい競争から生き残るための新商品の開発、

新たな市場開拓等を行っていく必要があります。

市内の農家からも、「新たな販路として輸出（アジア圏内）への取り組みを検討して欲しい。」などの意見が寄せられています。

以上のことから、次の施策の検討等をお願いします。

- (1) スマート農業導入に係る支援の強化と意見交換会の実施及び補助申請要件の緩和
- (2) 農産物の販路拡大（輸出含む）と、ブランド化の推進強化

2 担い手の確保・育成について

現在、本市では、担い手の確保・育成に向けて「意欲ある新規就農者の確保・育成」「多様な担い手の確保・育成」「集落営農組織・法人組織の育成」「認定農業者の育成」など様々な施策が講じられ、促進が図られています。

一方で、わが国は少子高齢化による担い手・後継者不足の問題に直面しており、集落営農組織の法人化による体制の見直しなどに取り組む必要があります。

このような中、市内の農家からは、「農業従事者の高齢化が急速に進行しており、今後数年以内に多数の離農が予想される。このまま次の担い手が育たないと地域の農地維持が困難となり、農業の基盤が失われてしまう。」「農地の荒廃をなくすためにも地区を越えた就農者の確保をしてほしい。」「新規就農者の支援・育成・設備導入時の助成金の拡充をしてほしい。」「集落営農組織の法人化についての説明会の開催と支援の強化をしてほしい。」「大規模農家だけではなく、小規模農家、兼業農家の機械・施設導入時の補助支援をしてほしい。」など様々な意見が寄せられています。

以上のことから、次の施策の拡充等をお願いします。

- (1) 新規就農者の支援・育成・設備導入時の助成金の拡充
- (2) 集落営農組織の法人化への支援の強化
- (3) 地域農業の維持に向けた小規模農家、兼業農家への機械・施設導入の補助支援

3 農地の保全と利用促進について

土地利用型農業が盛んな本市では、これまで農業生産基盤の整備が進められてきましたが、近年、農業用施設等の老朽化による機能低下などが問題となっていますので、再度農地の基盤整備・改良等を進める必要があります。

市内の農家からは、「排水路の除草剤による雑草繁茂の抑制を試みているが排水機能が低下しつつあり、また、地域に差を感じているため地域の特性に合わせた対策を検討してほしい。」「近年これまでに経験したことのない度重なる豪雨・多雨により、畦、法面の崩壊や土砂流入、漏水被害があり、水路消去の進行が早まっているため、従来の土地基盤整備計画の見直しや新たな整備事業の促進を図ってほしい。」「非効率的農地は、農業用倉庫や宅地化しやすく農業振興地域の運用見直しを図ってほしい。」「畑地化状態で行う乾田直播の推奨とその試験圃場の設置について検討してほしい。」といった様々な意見が寄せられています。

また、本市における農業被害の中でも依然として、平坦地域では、カモ・カラス等、中山間地域では、イノシシ、アライグマ等による食害が続いており、農業収益・収穫量の減少、営農意欲の低下などを招いています。

こうした状況から「カモ対策として、水路へのテグス設置の強化をお願いしたい。」「猟友会での有害鳥獣駆除、カモ・カラス対策として、黒ビニール旗による対策の強化を検討してほしい。」「ワイヤーメッシュによるイノシシ侵入防止の拡充と猟友会の高齢化が進んでいるため、会員確保のための報酬捕獲報償金の増額を検討してほしい。」などの意見も寄せられています。

以上のことから、次の施策の見直し等をお願いします。

- (1) 土地基盤整備計画の見直し、新たな整備事業の促進

- (2) 農業振興地域の運用見直し
- (3) 水稻の乾田直播とその試験圃場の設置について
- (4) 地域の被害状況に応じた有害鳥獣の対策の強化
- (5) 猟友会会員の高齢化問題に対する施策の検討と捕獲報償金の見直し

4 地域内循環の促進について

近年、食の安全・安心に対する関心が高まり、市内の農家は、消費者に安心して食べてもらえる農産物の生産に努めています。市内の小売店や農産物直売所では、地元農産物の販売が積極的に行われ、本市の農家が市民の食を支えており、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっています。

地元農産物の消費拡大に向けて、さらに生産者と消費者の相互理解を促進するとともに、生産・消費の場が近接している有利性を活かし、地産地消を推進する必要があります。

このような中、市内の農家からは、「食と農の相互理解が深められるような農産物フェアなどのイベントの促進を図ってほしい。」などの意見が寄せられています。

以上のことから、次の施策の推進等をお願いします。

- (1) 食と農の相互理解が深まる農産物フェアなどのイベントの開催

5 “農”のあるまちづくりの推進について

市内の農山村地域においては、人口減少、少子高齢化問題に伴い、地域経済の低迷や小規模集落、高齢者集落の増加による地域活力の低下を招いています。

将来に渡って、安心して豊かに暮らせる農山村環境づくりのための水路や農道の再整備が必要になります。

一方で近年、市内外の都市住民を中心に、豊かな食・環境・観光へのニーズの関心が高まっています。

このような中、市内の農家からは、「中山間地域などにおいて、農村的な集落維持と自給率向上、土地の有効利用のため、非効率な環境下での農地集約化、集落の環境にも関わる水路、ため池等の管理など農業に関する公共的な取り組みも積極的に行ってほしい。」「水田に繁殖しているジャンボタニシ・ホテイアオイの駆除対策の強化をしてほしい。」「外来水草の駆除を早急をお願いしたい。」などの意見が寄せられています。

以上のことから、次の施策の強化等をお願いします。

- (1) 快適な農村環境の整備に向けて、集落内の水路や農道の維持・保全と整備の実施
- (2) 農村集落の生態系に悪影響を及ぼしている外来水草の被害対策の強化
- (3) 水稻の生育に悪影響を及ぼすジャンボタニシの被害対策の強化

令和7年9月29日

佐賀市長 坂井 英隆 様

佐賀市農業委員会
会長 大園 敏明

<意見書に対する回答>

佐市農振第 6 7 0 号
令和 7 年 1 0 月 3 1 日

佐賀市農業委員会
会長 大園 敏明 様

佐賀市長 坂井 英隆

農地等利用最適化推進施策に関する意見書に対する回答について

1 稼ぐ農業の確立について

(1) スマート農業導入に係る支援の強化と意見交換会の実施及び補助申請要件の緩和

本市では、スマート農業による農作業の省力化・効率化を推進しており、国・県の基準より緩和した市独自の基準を定め、スマート農業機器の導入に対する支援を行っています。

6 年度から作付面積の拡大や農地の集約・集積を行う等の意欲ある担い手に対し、大型機械等を補助の対象にするなど、補助内容につきましても、年々見直しを行い拡充しています。

また、事業を行うにあたり、実際に機器を使用する方の意見は大変重要と考えていますので、機器の操作体験ができる現地研修会や先進事例の紹介を行う講演会を開催し、農家の方の声や意見を直接聞く場を設けています。

一方、国・県の補助事業には、市と比べると要件が高く、採択が困難な事業もありますので、国や県との協議の場では、市の農家の現状を説明し、要件の緩和を申し入れたいと考えています。

(2) 農産物の販路拡大（輸出含む）と、ブランド化の推進強化

農産物の販路拡大については、企業ニーズに応じた農産物の生産「企業と農業者のマッチング」による販路開拓など、継続して取り組んでいます。

また、輸出への取り組みとして、県や J A を中心に関係市町で構成する「佐賀県農林水産物等輸出促進協議会」において、「佐賀牛」や「いちごさん」など県産ブランド農産物を中心に、香港、ベトナム、シンガポールなどに輸出されています。

本市独自の取り組みとして、これまでに、市内の農漁業者が生産販売する加工品等について当協議会と連携し、シンガポールのバイヤーを対象とした W E B 商談会や、香港の小売店でのテストマーケティングなどを実施しました。

また、大和町の農家が行っている、ベトナムへの温州みかんの輸出に必要な検疫のための現地調査など、県と連携し継続して支援を行っています。

次に、農産物のブランド化の推進につきまして、優れた 6 次産品を「いいモノさがし」として認定し、市内外に広く P R する等、今後も引き続き、P R や販売活動を通じた農産加工品等のブランド力強化による、農産物の付加価値の向上と販路の拡大、地域イメージの向上に繋がるよう支援して行きたいと考えています。

2 担い手の確保・育成について

(1) 新規就農者の支援・育成・設備導入時の助成金の拡充

新規就農者のための「トレーニングファーム事業」や受け皿となる「園芸団地」の整備等を行い、地域農業の担い手として確保・育成を図り産地維持に向けた取り組みを行っています。

新規就農者に対して、経営開始時の早期の経営確立を支援する資金の交付や、機械・施設等の導入及び営農開始に必要な生産資材等の購入に対し、補助事業を活用し支援しています。

また、農作業の省力化・効率化を推進しており、スマート農業機器等の導入に対しましても支援を行っているところです。

(2) 集落営農組織の法人化への支援の強化

営農組織の法人化は、地域農業の持続的発展や安定的な農業経営を持続していくための手段の一つであると考えています。

そのため、集落営農組織の法人化を含めた地域内での話し合いや先進事例の調査・研究等を行う場合、必要となる経費に対して支援していくとともに、引き続き、県やＪＡなどの関係機関と連携し、法人研修会を通じ優良事例の紹介や地域での話し合い等の場で支援を行ってまいります。

(3) 地域農業の維持に向けた小規模農家、兼業農家への機械・施設導入の補助支援

小規模農家や兼業農家は地域農業を支える担い手であり、農地の保全や遊休農地化の未然防止、担い手の確保などの重要な役割を果たしており、大規模農家の育成だけでなく、小規模農家も含む農業の担い手への支援は必要なことと考えています。

そのため、本市では、国・県よりも要件を緩和した、独自のスマート農業機器等の導入に対する補助や、新技術・新規作物の栽培に必要な機械等に対する支援を行っています。

今後も、国や県の施策との連携や市独自の取り組みにより、地域農業の維持に努めてまいります。

3 農地の保全と利用促進について

(1) 土地基盤整備計画の見直し、新たな整備事業の促進

本市では、ほ場整備事業が概ね完了しており、現在は経年劣化した施設の再整備に取り組んでいます。久保田地区においては、揚水機場の改修、パイプラインの更新工事、暗渠排水の整備など、農業基盤の維持・強化を進めています。

一方、新たな整備計画については、東与賀地区において事業採択を目指し、現在、計画の策定に向けて国・県と協議を進めているところです。

(2) 農業振興地域の運用見直し

農地は、農業振興を図る必要がある区域を農用地区域としてゾーニングし、良好な状態で維持・保全し、その有効活用を図ることが重要であると考えています。

一方で、開発により宅地等に囲まれて孤立した農地や道路等により分断された不整形・狭小な農地、団集的農地の縁辺部に位置し今後も農地としての活用が見込めない農地など、周辺の環境変化等により、農用地区域として適当ではないと判断した農地については、概ね５年ごとの農業振興地域整備計画の見直しにおいて、農業振興に支障がない範囲で農用地区域から除外することを検討しています。

今後、関係者の意見を聞きながら、農業振興地域の整備に関する法律をはじめ国や県の基本方針に従い、計画の見直し作業を進めて行く予定です。

(3) 水稻の乾田直播とその試験圃場の設置について

乾田直播は、代かき作業と育苗作業の省力化が図れるほか通水時期以前にはほ場の準備ができ、春作業の集中を避けたい大規模農家や集落営農でも取り入れられ、全国的にも注目を集めています。

本市としましても農業者の高齢化や担い手不足が進行するなか、省力的な乾田直播は地域農業を守るための一つ的手段として注目しております。

佐城農業振興センターでは、今年度より乾田直播の実証圃場を設け、生育調査等を行っていますので、その状況を確認し、県やＪＡ等と協力して乾田直播について周知などに取り組んでいきたいと考えています。

(4) 地域の被害状況に応じた有害鳥獣の対策の強化

中山間地域のイノシシ等の有害鳥獣対策につきましては、猟友会による「捕獲対策」や、ワイヤーメッシュ柵等の導入補助による農地への「侵入防止対策」、自衛活動組織等により集落に近づけない「棲み分け対策」を3本の柱として取り組んでいます。

また、新たな取り組みとして、ICT機器等の最新技術を使ってイノシシを効果的に捕獲するため、今年度はドローンを夜間飛行させ、赤外線カメラでの山際のイノシシの生息域調査を行い、効果的なわなの設置など、イノシシ被害の軽減に取り組んでいます。

次に、平坦地域の鳥類等の有害鳥獣対策につきましては、猟友会による駆除をはじめ、カモ被害が多い地域には、水路へのテグスの設置を推進しています。

テグスを設置することで圃場への侵入を防ぐ効果があつていますので、今年度もテグスを配布し、設置いただくことで麦のカモからの食被害軽減を図り、その効果を普及させたいと考えています。

今後も、カモ対策につきましては、佐賀大学等の専門家の協力を得ながら効果的な方法を検討して行きます。

(5) 猟友会会員の高齢化問題に対する施策の検討と捕獲報償金の見直し

猟友会への新規加入者を増やすため、有害鳥獣駆除を目的として、新たに狩猟免許を取得された方には、取得費用の一部を助成しています。

猟友会の会員が引き続き、有害鳥獣駆除を目的に狩猟免許の更新をする場合にも、更新費用の一部助成を行い、会員数の維持に努めています。

また、新たな取り組みとして、猟友会会員が捕獲したイノシシを民間処理加工施設との連携した取り組みによるジビエ利用だけでなく、化粧品やペットフード等にまるごと利用する有効活用と捕獲イノシシの埋設処理に係る猟友会会員の負担軽減を図りたいと考えています。

次に、本市が委員として所属する「佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会」の捕獲報償金は、狩猟期ではイノシシの成獣の報償金が14,100円だったものを、狩猟期以外と同様に年間を通して17,000円に見直しています。県内市町の捕獲報償金を調査した結果、平均額は14,150円で、17,000円は県内で最も高い金額となっています。

今後も県内の状況を注視し、必要があれば適切な金額になるよう、協議会に働きかけたいと考えています。

4 地域内循環の促進について

(1) 食と農の相互理解が深まる農産物フェアなどのイベントの開催

地産地消を推進するため、消費者に直接市産農産物の魅力を伝える取り組みとして、佐賀インターナショナルバルーンフェスタ会場内の「憩いの広場」に市内農家や直売所等による販売エリアとして「うまかもん市場」を開設し、佐賀市の農林水産物等を幅広くPRしています。

また、生産者等が自ら消費者に直面販売する「農産物フェア」を佐賀駅南口商業施設の店舗運営者と連携を図り、年2回実施しています。

この他、都市住民が農業を身近に感じてもらえるよう、北部山間地域や南部の平坦地の特色を活かした食と農を題材に「消費者体験ツアー」や、農業者等が自ら企画・実施する農業体験等交流事業に対する支援しており、これらの取り組みを通して、消費者と生産者の交流や相互理解を推進していきたいと考えています。

5 “農”のあるまちづくりの推進について

(1) 快適な農村環境の整備に向けて、集落内の水路や農道の維持・保全と整備の実施

農村集落では、農村振興総合整備事業により、これまで水路の法面保護、浚渫など9地区（西与賀、

嘉瀬、北川副、本庄、蓮池、大和、諸富、川副、東与賀)において生活環境の改善を行っています。

今後は、令和8年度より3地区(鍋島、高木瀬、兵庫)を予定しています。

また、農業用水路や農道の維持管理につきましては、多面的機能支払交付金をはじめ、維持補修工事、原材料支給制度や浚渫補助金制度により支援を行っています。

(2) 農村集落の生態系に悪影響を及ぼしている外来水草の被害対策の強化

特定外来生物について、本市では平成22年ごろにナガエツルノゲイトウ、平成25年ごろからブラジルチドメグサの生育が確認されています。

これらの外来生物に対し、本市では防除実施計画を策定するとともに、①計画的な駆除、②効果的な駆除、③市民、関係機関との連携を3つの柱として、対策に取り組んでいます。

通常の除去事業のほかに新たに緊急浚渫推進事業を令和3年度から実施し、浚渫により水路底に根付いた根の撤去も行ってきました。

また、県においても嘉瀬地区、本庄地区の県営クリーク防災機能保全対策事業をでは、農業用クリークの浚渫及び張コンクリートや防草シートを行い、ナガエツルノゲイトウの除去及び繁茂抑制を図っています。

また新たに今年度より、国の研究機関において取り組まれている薬剤を用いた科学的防除技術の開発について、佐賀市での実証実験が予定されています。

さらに、地元においては、多面的機能支払交付金事業を活用した除去を令和3年度から実施されています。

これまで、本市だけの活動では限界があったことから、対策予算の拡充とともに、国、県、地元との協力連携を図って行くことで、効率的な駆除の実施に努めて行きます。

(3) 水稻の生育に悪影響を及ぼすジャンボタニシの被害対策の強化

稲の生育に悪影響を及ぼすジャンボタニシの被害対策強化は、通年対策として貝や卵塊の駆除、取水期間は侵入防止対策、苗の移植後は食害防止、冬季対策は越冬個体の駆除など年間を通して様々な方法を組み合わせ、地域全体で取り組むことが重要であります。このため、農林水産省や県農業再生協議会などが作成した防除対策マニュアルを参考に生産組合長会議等で周知を行っています。

また、県では本年度「スクミリンゴガイ対策モデル実証事業」を県内の農業協同組合を事業実施主体として、優良事例創出及び地域や組織単位での対策強化に取り組まれています。

今後、この取り組みの成果を県に確認し、より効果的な対策について周知などに取り組んでいきたいと考えています。

11 農業者年金

(1) 農業者年金の受託業務状況

農業者年金基金法第 11 条に基づく委託業務処理件数 (R7. 4. 1～R8. 3. 31 受付分)

ア 被保険者資格関係書類の審査確認

・通常加入申込書兼通常加入への変更申出書 (様式第 1 号)	14 件
・政策支援加入申込兼政策支援加入への変更等申出書 (様式第 2 号)	2 件
・被保険者資格喪失届出書・任意脱退申出書 (様式第 3 号)	9 件
・政策支援加入要件不該当届出書 (様式第 5 号)	8 件
・経営管理の合理化を図る認定農業者となることを約した結果届出書 (様式第 6 号)	1 件
計	34 件

イ 経営移譲年金給付関係書類の審査確認

・経営移譲年金支給停止事由該当届 (様式第 57 号)	1 件
計	1 件

ウ 農業者老齢年金給付関係書類の審査確認

・農業者老齢年金裁定請求書 (様式第 53 号の 2)	8 件
・新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書 (繰上請求可) (様式第 K2 号)	9 件
計	17 件

エ 特例付加年金給付関係書類の審査確認

計 0 件

オ その他の審査確認

・農業者年金死亡関係届出書 (様式第 K31 号)	97 件
・農業者年金住所・氏名・性別・整理番号変更・訂正届出書 (様式第 20 号)	9 件
・保険料還付金振込先申出書 (様式第 120 号)	2 件
・農業者年金受給権者現況届	766 件
計	874 件

合計 926 件

(2) 農業者年金受給者及び加入者の状況

(R8.3月末時点)

区分	旧制度〔～平成13年度〕				新制度〔平成14年度～〕			新制度加入者			
	経営移 譲年金 (老齢年金 併給含む)	特例 老齢 年金	老齢 年金	受給者 合 計	特例付 加年金 (老齢年金 併給含む)	老齢 年金	受給者 合 計	政策支援 加入	通常加入	受 給 待機者 (資格喪失 者等)	加入者 合 計
計	366	36	(8) 241	(8) 643	13	(9) 209	(9) 222	(2) 63	(9) 155	97	(11) 315

※ ()は、新規受給者・新規加入者

※ 旧制度加入者は、受給年齢到達により受給者となっているため存在しない。

(3) 農業者年金加入推進班(地区)別の新規加入者の状況

(R8.3月末時点)

1班			2班			3班		4班			
西与賀	本庄	嘉瀬	中央	鍋島	高木瀬	久保泉	金立	北川副	兵庫	巨勢	蓮池
	1	3							1		

5班	6班	7班		8班	9班	10班	合計
諸富	大和	富士	三瀬	川副	東与賀	久保田	
	1	1		2	1	1	11

12 農地の賃借料情報

農業委員会では農地の賃借料情報の提供を行っています。
契約の際は、**双方協議の参考**としてご利用ください。

○地区別**現金賃借料**設定状況（令和7年1月～12月設定分）

（単位：円／10 a）

地 区	データ数 (筆数)	賃 借 料			【参考】 令和6年1月～ 12月設定分 平 均 額
		最 高 額	最 低 額	平 均 額	
兵 庫 町	154	21,000	7,600	16,300	16,800
巨 勢 町	48	20,000	15,000	17,400	16,200
西 与 賀 町	72	20,000	7,000	15,900	16,200
嘉 瀬 町	131	26,000	10,000	18,900	18,600
高 木 瀬 町	6	13,000	12,000	12,200	12,400
北 川 副 町	85	23,000	10,000	16,400	16,100
本 庄 町	105	23,000	10,000	18,000	19,000
鍋 島 町	91	20,000	9,225	15,100	17,200
金 立 町	48	21,412	7,000	15,200	13,700
久 保 泉 町	28	21,412	12,729	15,400	13,400
蓮 池 町	45	27,000	7,900	19,500	20,300
諸 富 町	963	16,000	7,000	15,200	15,800
大 和 町	93	21,000	10,000	15,700	17,700
富 士 町	0	—	—	—	—
三 瀬 村	1	10,000	10,000	10,000	10,000
川 副 町	767	26,000	9,546	20,400	20,600
東 与 賀 町	316	25,500	10,000	20,400	20,600
久 保 田 町	328	25,200	8,400	16,800	16,600

※1 同一地域であっても圃場整備実施の有無や農地の形状等によって、賃借料が異なります。

2 地域の賃借料平均に比べ著しく高額又は低額な案件、物納及び田以外の農地（畑等）は、参考データから除外しています。

3 平均額の端数については四捨五入し、100円単位で表示しています。

13 農業経営基盤強化促進事業

(4月～3月審議分)

地区名	区分	利用権設定		所有権移転	
	年度	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
北川副	R5	41	275,721.15	0	0.00
	R6	48	370,345.00	0	0.00
	R7	-	-	2	5,544.00
本庄	R5	45	234,173.00	7	51,977.00
	R6	26	167,907.00	7	21,948.00
	R7	-	-	8	46,694.00
西与賀	R5	54	380,230.00	4	33,938.00
	R6	59	339,402.18	5	24,296.00
	R7	-	-	12	80,362.18
嘉瀬	R5	54	414,227.58	2	11,928.00
	R6	60	501,126.33	0	0.00
	R7	-	-	6	30,478.00
鍋島	R5	56	288,866.48	0	0.00
	R6	64	323,562.14	2	4,094.00
	R7	-	-	6	21,738.00
高木瀬	R5	18	137,528.66	0	0.00
	R6	16	85,968.34	0	0.00
	R7	-	-	2	2,596.00
金立	R5	41	215,298.00	4	24,660.00
	R6	45	290,153.05	0	0.00
	R7	-	-	6	23,682.00
久保泉	R5	42	252,132.00	4	15,270.00
	R6	41	180,632.00	0	0.00
	R7	-	-	6	39,190.00
巨勢	R5	23	179,711.00	0	0.00
	R6	21	135,899.00	0	0.00
	R7	-	-	0	0.00
蓮池	R5	22	131,599.00	0	0.00
	R6	16	95,915.00	0	0.00
	R7	-	-	0	0.00
兵庫	R5	58	451,824.65	8	41,893.02
	R6	86	793,714.42	7	57,024.00
	R7	-	-	4	10,326.00
中央	R5	0	0.00	0	0.00
	R6	0	0.00	0	0.00
	R7	-	-	0	0.00
諸富町	R5	20	125,169.00	2	8,052.00
	R6	64	433,430.69	2	13,968.00
	R7	-	-	7	40,402.00
大和町	R5	55	328,377.75	9	24,773.00
	R6	86	362,373.41	11	15,616.00
	R7	-	-	15	65,116.00
富士町	R5	17	101,936.00	0	0.00
	R6	21	124,377.23	0	0.00
	R7	-	-	0	0.00
三瀬村	R5	11	82,507.00	0	0.00
	R6	6	44,002.00	0	0.00
	R7	-	-	0	0.00
川副町	R5	528	4,342,826.13	35	133,034.00
	R6	382	2,382,270.89	74	448,100.00
	R7	-	-	67	388,176.00
東与賀町	R5	156	1,196,290.36	14	44,886.00
	R6	199	1,432,661.66	6	35,190.00
	R7	-	-	27	108,924.00
久保田町	R5	143	920,716.00	0	0.00
	R6	117	849,942.00	7	78,918.00
	R7	-	-	4	11,766.00
令和5年度合計		1,384	10,059,133.76	89	390,411.02
令和6年度合計		1,357	8,913,682.34	121	699,154.00
令和7年度合計		-	-	172	874,994.18

※「件数」と「面積」は、佐賀県農業公社の重複分含む。

※利用権設定については、R7.4月から農地中間管理事業に一本化された。

R7.3月審議(R7.3月認可)から中間管理事業の対象となったため、R6年度はR7.2月審議までの件数・面積となっている。

14 農地中間管理事業

(4月～3月審議分)

地区名	区分 年度	利用権設定		所有権移転	
		件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
北川副	R6	3	11,171.00	0	0.00
	R7	42	281,809.18		
本庄	R6	1	2,587.00	0	0.00
	R7	57	370,453.00		
西与賀	R6	3	10,700.00	0	0.00
	R7	33	249,926.46		
嘉瀬	R6	2	17,285.00	0	0.00
	R7	45	326,235.50		
鍋島	R6	1	8,110.00	0	0.00
	R7	50	299,614.00		
高木瀬	R6	0	0.00	0	0.00
	R7	12	49,903.00		
金立	R6	4	30,822.00	0	0.00
	R7	40	271,557.00		
久保泉	R6	2	10,384.00	0	0.00
	R7	21	121,696.17		
巨勢	R6	0	0.00	0	0.00
	R7	26	191,282.02		
蓮池	R6	0	0.00	0	0.00
	R7	34	153,580.12		
兵庫	R6	4	20,134.00	0	0.00
	R7	52	326,519.00		
中央	R6	0	0.00	0	0.00
	R7	0	0.00	0	0.00
諸富町	R6	4	22,756.00	0	0.00
	R7	416	3,047,357.89		
大和町	R6	2	3,584.00	0	0.00
	R7	59	275,459.00		
富士町	R6	1	5,875.00	0	0.00
	R7	20	152,545.00		
三瀬村	R6	0	0.00	0	0.00
	R7	3	10,269.00		
川副町	R6	0	0.00	0	0.00
	R7	432	2,679,307.13		
東与賀町	R6	1	10,317.00	0	0.00
	R7	107	633,051.40		
久保田町	R6	1	5,178.00	0	0.00
	R7	152	1,111,941.00		
令和6年度合計		29	158,903.00	0	0.00
令和7年度合計		1,601	10,552,505.87		

※R7.4月から利用権設定については、農地中間管理事業に一本化された。

R7.3月審議(R7.3月認可)から中間管理事業の対象となったため、R6年度はR7.3月審議のみの件数・面積となっている。

15 農地移動状況

(1) 農地法第3条

地区名			年度	所 有 権 移 転						貸借権の設定	
				自 作 地				小 作 地			
				有 償		無 償					
				件	面 積	件	面 積	件	面 積	件	面 積
旧 佐 賀 市	北 川 副	R5	2	1,323.00	1	6,381.00					
		R6	1	4,521.47	1	205.00					
		R7	3	11,209.00							
	本 庄	R5			1	24,399.00					
		R6									
		R7	1	4,911.00							
	西 与 賀	R5	3	2,642.00							
		R6	1	3,566.00	1	12,849.00					
		R7	1	99.00							
	嘉 瀬	R5	1	6,729.00							
		R6	3	7,464.00							
		R7	4	7,317.00	2	5,620.58					
	鍋 島	R5	3	4,055.00	1	173.00					
		R6	4	7,887.00	2	192.01					
		R7	7	11,183.00	2	2,866.00					
	高 木 瀬	R5	1	1,958.00							
		R6	1	500.00	4	21,166.00					
		R7	1	3,985.00							
	金 立	R5	8	16,770.00	1	1,851.00					
		R6	5	11,360.00	4	9,151.00					
		R7	8	41,047.00	1	1,935.00					
	久 保 泉	R5	9	37,838.00	3	14,224.25					
		R6	6	3,585.00	3	4,328.00					
		R7	7	7,324.00	2	563.00					
	巨 勢	R5									
		R6	1	654.00							
		R7	3	10,683.00							
	蓮 池	R5			1	548.00					
		R6									
		R7	3	17,383.00							
	兵 庫	R5	3	5,239.12	2	13,992.00					
		R6	3	5,378.00	1	1,044.00					
		R7	2	7,353.00	1	32.86					
	中 央	R5									
		R6									
		R7									
	旧佐賀市計	R5	30	76,554.12	10	61,568.25					
		R6	25	44,915.47	16	48,935.01					
		R7	40	122,494.00	8	11,017.44					
	諸 富 町	R5	1	3,563.00	1	2,011.00					
		R6	3	11,528.00	3	1,591.00					
		R7	1	314.00	1	920.00					
大 和 町	R5	18	31,316.00	9	14,445.00						
	R6	29	42,859.67	8	4,545.00						
	R7	53	98,332.94	9	5,972.00						
富 士 町	R5	5	3,738.00	4	11,678.00						
	R6	7	10,980.00	14	29,536.01						
	R7	15	36,633.00	7	25,018.00						
三 瀬 村	R5	7	8,453.00	2	8,197.00						
	R6			1	1,370.00						
	R7	1	10,154.00	1	2,912.00						
川 副 町	R5	3	622.00	6	23,057.00						
	R6	7	6,305.80	3	5,860.00						
	R7	15	21,997.00	11	10,187.21						
東 与 賀 町	R5	1	63.00	1	5,168.00						
	R6	4	3,108.00	2	19,201.00						
	R7	1	1,346.00	1	5,168.00						
久 保 田 町	R5	3	5,326.00								
	R6	4	7,387.00	2	21,278.00						
	R7	8	29,199.53	2	522.00						
令和5年度合計			68	129,635.12	33	126,124.25					
令和6年度合計			79	127,083.94	49	132,316.02					
令和7年度合計			134	320,470.47	40	61,716.65					

(4月～3月審議分)

(単位：㎡)

貸借権の移転		使用貸借による権利の設定				使用貸借権 の 移 転		地 役 権 (区分地上権)		合 計	
		通 年		期 間 借 地							
件	面 積	件	面 積	件	面 積	件	面 積	件	面 積	件	面 積
										3	7,704.00
										2	4,726.47
										3	11,209.00
										1	24,399.00
										1	4,911.00
										3	2,642.00
										2	16,415.00
										1	99.00
										1	6,729.00
										3	7,464.00
										6	12,937.58
		1	1,610.00							5	5,838.00
										6	8,079.01
										9	14,049.00
										1	1,958.00
										5	21,666.00
										1	3,985.00
										9	18,621.00
										9	20,511.00
										9	42,982.00
										12	52,062.25
										9	7,913.00
										9	7,887.00
								1	620.00	2	1,274.00
										3	10,683.00
										1	548.00
										3	17,383.00
										5	19,231.12
										4	6,422.00
										3	7,385.86
		1	1,610.00							41	139,732.37
								1	620.00	42	94,470.48
										48	133,511.44
										2	5,574.00
										6	13,119.00
										2	1,234.00
										27	45,761.00
										37	47,404.67
										62	104,304.94
										9	15,416.00
										21	40,516.01
										22	61,651.00
								1	461.58	10	17,111.58
										1	1,370.00
										2	13,066.00
										9	23,679.00
										10	12,165.80
										26	32,184.21
										2	5,231.00
										6	22,309.00
										2	6,514.00
										3	5,326.00
										6	28,665.00
										10	29,721.53
		1	1,610.00					1	461.58	103	257,830.95
								1	620.00	129	260,019.96
										174	382,187.12

(2) 農地法第4・5条

(4月～3月審議分)
(単位: m²)

区分 地区名年度			届出				許可				合 計	
			4 条		5 条		4 条		5 条			
件	面 積	件	面 積	件	面 積	件	面 積	件	面 積	件	面 積	
旧佐賀市	北 川 副	R5	3	542.33	2	197.00	1	502.00	2	2,308.00	8	3,549.33
		R6	3	1,105.69					3	2,905.00	6	4,010.69
		R7	1	356.00					3	4,737.00	4	5,093.00
	本 庄	R5	1	62.00					4	2,697.00	5	2,759.00
		R6	4	380.00			1	126.00	2	2,905.00	7	3,411.00
		R7			2	146.66			7	1,822.63	9	1,969.29
	西 与 賀	R5							7	8,121.00	7	8,121.00
		R6			1	290.00			6	6,871.06	7	7,161.06
		R7							5	6,818.00	5	6,818.00
	嘉 瀬	R5					1	845.00	3	4,644.24	4	5,489.24
		R6					1	467.00	6	7,287.10	7	7,754.10
		R7							3	3,240.00	3	3,240.00
	鍋 島	R5			3	3,224.48	1	804.00	7	6,084.49	11	10,112.97
		R6	1	112.00	2	1,326.00			12	12,364.01	15	13,802.01
		R7			6	1,458.00	9	1,872.37	14	22,191.00	29	25,521.37
	高 木 瀬	R5	1	13.00			2	1,422.00	21	13,635.47	24	15,070.47
		R6	1	199.00					12	10,069.21	13	10,268.21
		R7	1	221.00	2	862.00			18	9,507.00	21	10,590.00
	金 立	R5					2	1,526.00	10	6,887.00	12	8,413.00
		R6							8	8,537.00	8	8,537.00
		R7					1	59.00	15	12,376.68	16	12,435.68
	久 保 泉	R5					4	1,380.00	13	7,649.00	17	9,029.00
		R6					4	3,660.16	6	10,186.00	10	13,846.16
		R7							2	563.00	2	563.00
	巨 勢	R5	1	391.00	6	13,634.49					7	14,025.49
		R6	3	319.00	2	2,098.00			6	5,739.44	11	8,156.44
		R7	1	2,241.00					1	487.00	2	2,728.00
	蓮 池	R5					1	4,516.00	1	1,420.00	2	5,936.00
		R6							2	5,376.27	2	5,376.27
		R7							2	2,554.00	2	2,554.00
	兵 庫	R5					1	150.00	3	1,095.00	4	1,245.00
		R6							6	6,394.50	6	6,394.50
		R7	2	1,709.61			1	53.00	4	4,053.00	7	5,815.61
	中 央	R5	6	2,088.00	7	3,050.00					13	5,138.00
		R6	7	1,795.00	4	2,113.00					11	3,908.00
		R7	10	4,776.00	8	1,890.00			1	309.00	19	6,975.00
	旧佐賀市計	R5	12	3,096.33	18	20,105.97	13	11,145.00	71	54,541.20	114	88,888.50
		R6	19	3,910.69	9	5,827.00	6	4,253.16	69	78,634.59	103	92,625.44
		R7	15	9,303.61	18	4,356.66	11	1,984.37	75	68,658.31	119	84,302.95
諸 富 町	R5	1	92.00	7	11,412.00			1	519.00	9	12,023.00	
	R6	1	62.00	2	136.00	2	107.00	5	1,877.00	10	2,182.00	
	R7	1	266.00	2	1,028.00	2	427.00	2	347.00	7	2,068.00	
大 和 町	R5	3	504.00	8	5,279.00	7	5,445.00	48	32,130.10	66	43,358.10	
	R6	2	46.00	12	6,780.00	4	1,370.00	34	24,649.34	52	32,845.34	
	R7	1	339.00	8	3,810.00	1	308.00	17	11,290.19	27	15,747.19	
富 士 町	R5					2	525.00	4	4,984.00	6	5,509.00	
	R6					1	468.00	1	480.00	2	948.00	
	R7							3	1,077.00	3	1,077.00	
三 瀬 村	R5							3	583.46	3	583.46	
	R6											
	R7							1	2,547.00	1	2,547.00	
川 副 町	R5					5	2,103.96	15	14,683.00	20	16,786.96	
	R6					8	3,316.85	6	3,478.02	14	6,794.87	
	R7					2	632.00	11	10,293.00	13	10,925.00	
東 与 賀 町	R5					1	427.00	2	4,598.00	3	5,025.00	
	R6					4	1,007.00			4	1,007.00	
	R7					2	553.50	6	5,118.00	8	5,671.50	
久 保 田 町	R5					1	250.00	1	499.00	2	749.00	
	R6					4	1,117.90	1	865.00	5	1,982.90	
	R7					1	435.00	2	432.00	3	867.00	
令和5年度合計			16	3,692.33	33	36,796.97	29	19,895.96	145	112,537.76	223	172,923.02
令和6年度合計			22	4,018.69	23	12,743.00	29	11,639.91	116	109,983.95	190	138,385.55
令和7年度合計			17	9,908.61	28	9,194.66	19	4,339.87	117	99,762.50	181	123,205.64

(3) 農地法第18条

(4月～3月審議分)

(単位：m²)

地区名		年度	許 可		通 知				届 出	
			耕作目的・転用目的		耕 作 目 的		転 用 目 的		耕作目的・転用目的	
			件	面 積	件	面 積	件	面 積	件	面 積
旧 佐 賀 市	北 川 副	R5			4	24,962.00				
		R6			5	23,257.47				
		R7			5	25,889.00				
	本 庄	R5			10	39,656.00				
		R6			7	29,922.00				
		R7			18	80,938.00	1	388.00		
	西 与 賀	R5			17	89,099.00	3	2,693.00		
		R6			12	56,413.00	1	700.06		
		R7			6	32,479.18				
	嘉 瀬	R5			11	59,585.00				
		R6			14	71,926.00	4	5,802.00		
		R7			12	50,673.58				
	鍋 島	R5								
		R6			1	3,386.00	1	1,270.00		
		R7			8	34,808.00	2	2,447.00		
	高 木 瀬	R5			5	41,044.00	2	2,182.00	2	8,483.00
		R6			3	15,150.00				
		R7			1	1,000.00				
	金 立	R5			3	13,295.00				
		R6			5	18,835.00				
		R7			12	60,900.00				
	久 保 泉	R5			2	15,298.00				
		R6			3	4,372.00				
		R7			2	5,011.00				
	巨 勢	R5			2	11,007.00				
		R6			6	32,960.00	3	1,745.00		
		R7			2	4,156.00				
	蓮 池	R5			4	21,289.00	1	3,388.00		
		R6			2	23,116.00				
		R7			3	11,608.00				
	兵 庫	R5			16	128,602.00				
		R6			11	123,851.00	1	2,845.00		
		R7			11	79,035.00				
	中 央	R5								
		R6								
		R7								
	旧佐賀市計	R5			74	443,837.00	6	8,263.00	2	8,483.00
		R6			69	403,188.47	10	12,362.06		
		R7			80	386,497.76	3	2,835.00		
諸 富 町	R5			6	43,684.00					
	R6			44	265,893.69	2	1,457.00			
	R7			8	31,146.00	1	87.00			
大 和 町	R5			3	5,351.00	2	1,360.00			
	R6			8	50,638.00	1	262.00			
	R7			11	55,679.00	1	295.00			
富 士 町	R5									
	R6			3	2,487.00					
	R7			1	1,067.00					
三 瀬 村	R5					1	358.00			
	R6									
	R7			1	6,479.00					
川 副 町	R5			63	483,822.04	2	2,186.00			
	R6			73	397,306.00	4	20,806.00			
	R7			95	403,768.20	2	3,491.00			
東 与 賀 町	R5			26	130,743.00					
	R6			30	158,570.00					
	R7			40	163,138.00	2	1,350.00			
久 保 田 町	R5			18	108,183.00					
	R6			27	125,636.00					
	R7			12	52,599.00					
令和5年度合計				190	1,215,620.04	11	12,167.00	2	8,483.00	
令和6年度合計				254	1,403,719.16	17	34,887.06			
令和7年度合計				248	1,100,373.96	9	8,058.00			

(4) その他

地区名		区分	3・4・5条 許可取消		4・5条 受理取消		事業計画 変更申請		非農地通知		農振法第13条 による変更 (除外)		農振法第13条 による変更 (用途区分変更)		
		年度	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	
旧佐賀市	北川副	R5													
		R6									1	1,694.00			
		R7													
	本庄	R5													
		R6													
		R7													
	西与賀	R5													
		R6									2	1,662.00			
		R7													
	嘉瀬	R5									1	467.00			
		R6	1	743.00											
		R7									1	309.00			
	鍋島	R5													
		R6									10	7,461.00			
		R7			2	310.00	1	2,104.00							
	高木瀬	R5									2	1,906.00			
		R6									3	723.00			
		R7													
	金立	R5	2	2,419.00						6	8,963.00				
		R6										1	288.00		
		R7	1	1,846.00								1	59.00		
	久保泉	R5								15	39,377.72				
		R6										2	407.00		
		R7										1	499.00		
	巨勢	R5			2	2,919.00						2	3,903.00		
		R6													
		R7													
	蓮池	R5													
		R6										2	2,554.00		
		R7					1	1,977.00							
	兵庫	R5										1	2,845.00		
		R6	1	3,347.00											
		R7										1	229.00		
	中央	R5			2	423.00									
		R6													
		R7													
	旧佐賀市計	R5	2	2,419.00	4	3,342.00				21	48,340.72	6	9,121.00		
		R6	2	4,090.00								21	14,789.00		
		R7	1	1,846.00	2	310.00	2	4,081.00				4	1,096.00		
諸富町	R5										1	19.00			
	R6														
	R7														
大和町	R5								14	23,977.58	1	1,942.28			
	R6	1	578.00						3	3,022.00	5	4,799.00			
	R7	4	2,559.00			3	3,895.70		3	3,102.00	3	1,069.00			
富士町	R5								12	12,468.00	1	500.00			
	R6	2	2,469.00						6	12,622.00	3	3,812.00			
	R7	1	1,067.00						6	15,240.00	6	10,398.00			
三瀬村	R5								5	6,792.00	1	358.00			
	R6														
	R7								3	6,536.00	1	1,285.00			
川副町	R5										2	952.00			
	R6	1	55.00								6	2,412.00			
	R7										2	2,455.26			
東与賀町	R5										3	4,446.71			
	R6										3	837.50			
	R7										1	191.71			
久保田町	R5														
	R6	1	1,994.00												
	R7	1	3,895.00								1	428.00			
令和5年度合計			2	2,419.00	4	3,342.00			52	91,578.30	15	17,338.99			
令和6年度合計			7	9,186.00					9	15,644.00	38	26,649.50			
令和7年度合計			7	9,367.00	2	310.00	5	7,976.70	12	24,878.00	18	16,922.97			

(4月～3月審議分)
(単位: m²)

農振法第13条 による変更 (編入)		農振法第10条 による変更		農地買受 適格証明願 (耕作・転用)		法定協議 (事前調整・協議)		形状変更		農地法第3条の3 届出		使用貸借 約通	
件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積	件	面積
		1	210.00							7	65,374.01	3	11,206.00
		1	1,694.00							1	29,113.00	3	10,842.69
										6	32,091.50		
										5	32,411.50		
										5	36,565.00	1	10,126.00
		2	2,719.00							2	11,741.53	2	16,923.00
		2	1,662.00							2	4,994.00	2	758.00
										8	89,061.22	1	544.00
		1	467.00							5	75,850.00	1	29,946.00
										5	77,527.00	2	2,535.00
		1	309.00							4	57,472.58		
1	2,793.00	2	1,576.00							8	95,485.31	1	4,947.00
		10	7,461.00							11	93,947.00	1	677.00
1	1,250.00									13	59,308.00	1	14,535.00
		2	1,906.00							4	17,165.00	6	17,288.00
								1	1,779.00				
										3	28,709.32	2	2,305.00
1	499.00							1	648.00	4	42,540.00	4	12,010.00
										6	34,906.00	7	44,306.00
										5	52,700.00	4	10,352.00
		2	677.00							6	37,697.16	2	6,526.00
		1	128.00							3	9,746.00	3	6,165.00
										8	69,080.18	2	10,013.00
		2	3,903.00							2	15,022.91		
										3	28,038.84	1	377.00
										4	35,644.00		
										4	43,088.10		
		1	1,977.00							4	22,941.43		
										7	75,248.80		
		2	3,401.00							5	40,814.00	3	8,991.00
										4	72,916.00	2	2,565.00
										8	92,268.33	1	4,919.00
										2	7,423.91	1	3,134.00
2	3,292.00	14	14,859.00					1	648.00	47	444,778.02	22	107,837.00
		15	12,922.00					1	1,779.00	44	406,540.77	21	68,225.69
1	1,250.00	1	309.00							73	635,572.84	13	55,928.00
		2	539.00					1	4.02	2	7,352.00	3	6,526.00
										6	90,461.69	2	39,696.00
										7	40,409.00	1	5,999.00
		1	500.00							13	85,871.66	11	29,066.58
2	3,243.00	2	2,960.00					2	4,523.00	18	108,221.10	7	21,371.00
3	4,184.00							1	3,012.00	16	144,509.25	5	8,457.00
								2	2,140.00	6	28,687.91	1	6,220.00
1	2,068.00									9	40,858.00	2	3,485.00
6	11,511.00							1	1,628.00	3	21,932.00	1	10,135.00
										5	33,117.61	1	1,464.00
										8	42,797.00		
										2	16,386.00	1	2,552.00
		2	952.00					1	2,091.00	17	128,055.11	14	121,551.00
		6	2,412.00					4	11,189.00	22	276,275.00	14	64,723.02
		2	2,455.26							24	241,513.21	9	44,126.00
		2	3,252.71							12	128,664.36	3	25,488.00
		3	837.50							7	126,965.00	8	41,442.00
1	917.00	1	191.71							6	57,074.00	3	5,593.00
										5	70,263.00	1	19,087.68
										6	93,683.22	4	33,058.00
		1	428.00							7	89,555.19	2	196.00
2	3,292.00	21	20,102.71					5	4,883.02	107	926,789.67	56	317,240.26
3	5,311.00	26	19,131.50					7	17,491.00	120	1,185,801.78	58	272,000.71
11	17,862.00	5	3,383.97					2	4,640.00	138	1,246,951.49	35	132,986.00

16 佐賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

制定 平成30年6月19日
改正 令和 3年6月17日
改正 令和 5年4月19日
改正 令和 6年6月19日
佐賀市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として位置づけられた。

佐賀市の農地は、平坦地域と中山間地域の農地に二分され、それぞれの地域で農地の利用状況や営農類型に違いがあるため、その地域の実態に合わせた農地利用の最適化に向けた取組が求められている。

特に、野菜や果樹、花き等の生産が盛んな中山間地域では、農業者の高齢化や鳥獣被害等により遊休農地の拡大が懸念されることから、その発生防止・解消に努めるとともに、既に山林原野化した荒廃農地については、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）による現地調査を行い、農業委員会による非農地判断を行うことで、守るべき農地を明確化し、担い手への農地利用の集積・集約化に努めていく。一方、水稻などの土地利用型農業が盛んな平坦地域では、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特性を活かしながら、活力ある農業・農村を築いていくため、法第7条第1項に基づき、農業委員と推進委員が連携し、地域での活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、佐賀市農業委員会の指

針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する佐賀県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する佐賀市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和6年4月)	10,593ha	93.5ha	0.88%
3年後の目標 (令和9年4月)	10,489ha	89.0ha	0.85%
目 標 (令和12年4月)	10,384ha	84.5ha	0.81%

※管内の農地面積は、「耕地面積」と「遊休農地」の合計面積を記入。

【目標設定の考え方】

令和6年4月現在、本市の遊休農地面積は93.5haであるため、今後も引き続き、遊休農地の発生防止と解消に努め、毎年1.5haの解消を図り、令和12年4月までに遊休農地面積が84.5ha以下になることを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 遊休農地の早期発見・発生防止について

優良農地の確保・保全のため、委員活動により知り得た情報を活用し、後継者不足などにより、今後、遊休農地化することが予想される農地については、事前に担い手へのマッチングを行うことで遊休農地の発生防止に努める。

また、早い段階での遊休農地の解消を図るため、農地法第30条の規定による利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）を実施し、遊休農地の早期発見に努める。

イ 利用意向調査について

農地パトロールで発見した遊休農地については、所有者に農地の利用意向調査を行い、所有者の意向を把握し、佐賀県農地中間管理機構（公益社団法人 佐賀県農業公社）や地元農業者等とも連携しながら遊休農地の解消を図る。

ウ 非農地判断について

農地パトロールによって再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和6年4月)	10,500ha	8,541ha	81.3%
3年後の目標 (令和9年4月)	10,400ha	8,715ha	83.8%
目 標 (令和12年4月)	10,300ha	8,961ha	87.0%

※管内の農地面積は、「耕地面積」を記入。

【目標設定の考え方】

令和6年4月現在、本市の担い手への農地の利用集積率は81.3%であり、佐賀市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に掲げる目標値の87%を下回っている。

今後も引き続き、担い手への農地の利用集積に努め、令和12年4月までに集積率が87.0%以上になることを目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 地域計画等の話し合いについて

農業委員及び推進委員は、地域における農業者等による協議の場に積極的に参加し、農地の利用集積・集約化に向けた情報提供及び利用調整に努める。

イ 農地の利用権設定について

令和6年度までは農業経営基盤強化促進法（令和7年度からは地域計画）に基づく利用権設定での農地の貸借を推進し、農地の利用集積・集約化に努める。

ウ 佐賀県農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、佐賀県農地中間管理機構及び佐賀市と連携し、担い手の意向を踏まえて農地中間管理事業を活用した農地の利用集積・集約化に努める。

エ 中山間地域における取組について

農地の受け手が少ない中山間地域では、農地中間管理事業の活用や集落営農の組織化・法人化、新規参入の促進など、地域に応じた取組を推進する。

オ 農地所有者等が所在不明な農地の取扱いについて

農地所有者等が所在不明な農地については、農業委員会による公示手続を経て、佐賀県知事の裁定に基づき農地中間管理機構への利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 [新規参入者取得農地面積]
現 状 (令和6年4月)	38経営体 [15.6ha]
3年後の目標 (令和9年4月)	77経営体 [31.2ha]
目 標 (令和12年4月)	116経営体 [46.8ha]

【目標設定の考え方】

新規参入者数については、令和3年度から令和5年度までの3年間の参入者数の合計が38経営体であった現状を踏まえ、今後は、年間13経営体の新規参入を促進し、令和12年4月までに新規参入者数が116経営体以上になることを目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 農地取得に関する相談対応について

個人や法人の新規参入の情報・相談などに関して、佐賀市などの関係機関と連携・情報共有を図り、個人や法人の農地取得などの相談対応を行い、新規参入を促進する。

イ 企業参入の推進について

担い手が少ない地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段として期待されることから、積極的に企業の参入を推進する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

佐賀市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、佐賀市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用への働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力

参 考

1 農地の売買・賃借などについて（農地法第3条）

【農地の耕作目的の権利設定について】

農地を耕作することを目的とした売買や贈与による所有権移転、また貸し借りによる賃貸借権、使用貸借権を設定する場合は、農業委員会の許可を受けなければなりません。

許可を受けないで行った売買等は農地法上その効力が発生しません。この場合、登記等もできず紛争の原因となるばかりでなく、当事者にとっても損失を招くことになりかねません。

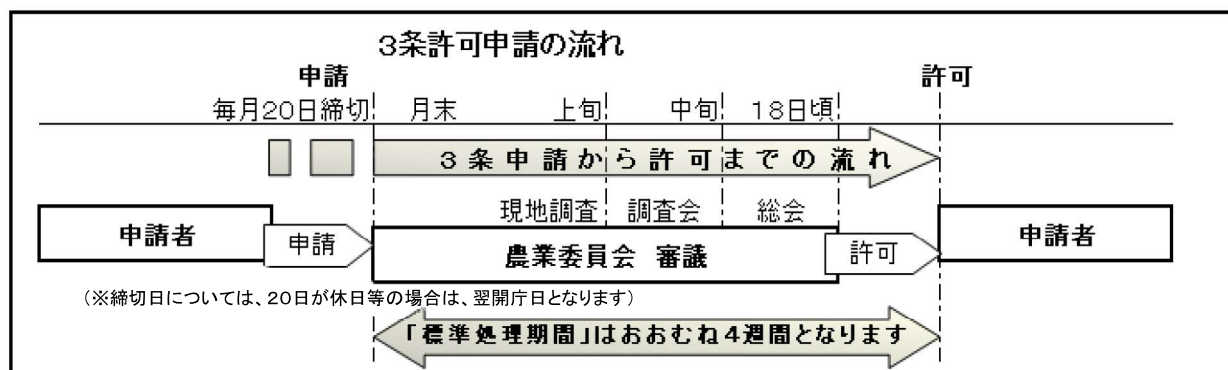
【許可に当たっての要件等】 許可のポイント

- （1）権利を取得しようとする者が、所有する農地の全てについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるか（全部効率利用要件）
 - ※ 農業委員会での許可要件の審議に当たっては、①機械、②労働力、③技術の3つの要素の他、通作距離等を併せて、総合的に許可の可否を判断します。
 - ※ 権利を取得しようとする者が、耕作の事業に供することが可能となる時期が、申請時から1年以上先である場合は「所有権の取得を認めないことが適当」とされています。
- （2）権利を取得しようとする者が、農作業に常時従事すると認められるか（農作業常時従事要件）
- （3）権利取得後に、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがあると認められないか（地域との調和要件）
 - ※ 許可要件に該当しない場合として、一体的に利用されている農地の利用を分断するような場合、農業水利が阻害される場合、無農薬や減農薬栽培の取組がされている地域で無農薬栽培等が事実上困難となるような場合、共同防除等の営農活動に支障が生じるおそれのある場合、一般的な借賃料の著しい引上げをもたらす場合などが挙げられます。
- （4）「利用権設定」等により、既に賃借権や使用貸借権が設定された農地について権利の取得をする場合は、土地を引き渡すこととなる期限前6か月以内に成立した合意を書面で示した「18条合意解約通知書」又は「使用貸借解約通知書」が必要になります。

【許可を要しない場合など】

- （1）農地中間管理事業の推進に関する法律による権利の設定・移転
- （2）相続等により権利を取得する場合
 - ※ 相続等で農地の権利を取得した場合は、農地法第3条の3の規定による届出が必要になります（P45参照）。

【申請から許可までの流れ】標準処理期間等



【耕作権について】

農地を借りて耕作している場合、無償で貸借する「使用貸借」と有償で貸借する「賃貸借」がありますが、農地法の許可を得ないで耕作の事業を行う、いわゆる「ヤミ小作」や、仮登記の設定などについては、農地法による耕作権の保護は受けません。

2 農地の相続等の権利取得の届出制度について（農地法第3条の3）

相続等により、農地の権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければなりません。農業委員会は届出の受理後に、届出者等から申出があれば、適正利用が図られるように「あっせん」等を行うこととなります。

届出を要するものは、相続（遺産分割、包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む）、時効取得、法人の合併・分割で権利を取得した場合で、取得した者は遅滞なく届け出なければなりません。

3 農地の転用について（農地法第4条・5条）

※ 農地を農地以外に利用するためには、農業委員会の許可が必要です。

【農地転用とは】

農地転用とは、農地を住宅や店舗、資材置場、駐車場など、農地以外に利用することです。
工事現場事務所や残土置場など一時的に利用する場合も転用に該当します。

農地転用を行うには、事前に農業委員会の許可が必要です（市街化区域内にある農地については、届出が必要となります）。

なお、高設栽培やロボットによる収穫など、農作物の栽培のために、栽培施設の中をコンクリート施工等する場合は農業委員会にご相談ください。内容によっては転用の手続が必要な場合があります（農地法第43条届出）。

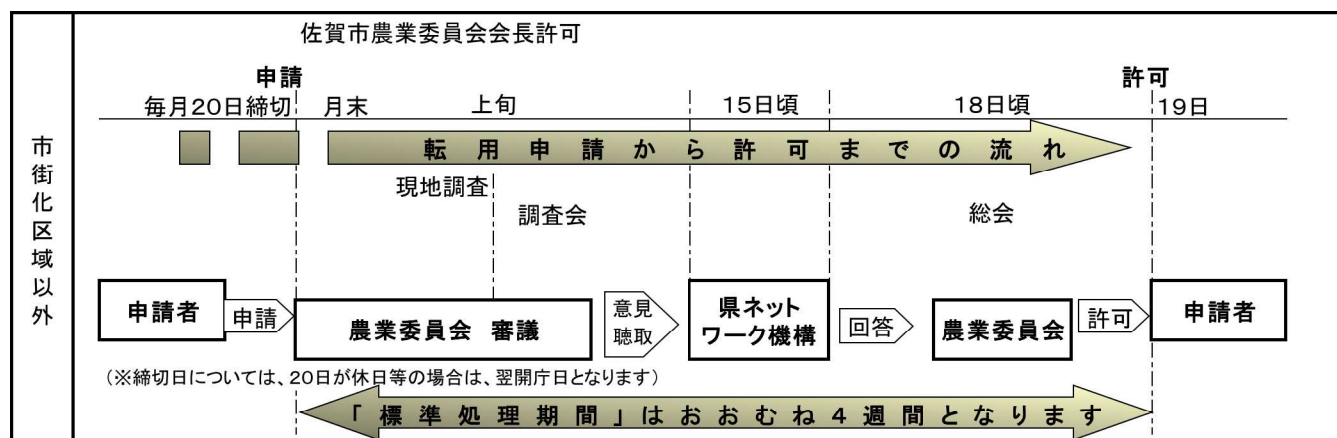
【農地転用は「第4条」と「第5条」の2種類に分類されます】

転用の種類	許可申請(届出)者	許可権者
【4条転用】 農地所有者や賃借権等を有する耕作者自らが、農地を農地以外の目的にする場合	農地所有者、賃借権等を有する者	[市街化区域以外] 農業委員会 ただし、4ha超については、農林水産大臣との協議が必要
【5条転用】 農地所有者や賃借権等を有する耕作者以外の者が、権利移転、設定を伴いながら、農地を農地以外の目的にする場合	農地所有者、賃借権等を有する者及び事業者	
		[市街化区域] 農業委員会

※代理人が来庁される場合は、委任状が必要になります。

農地を転用する場合には、農地法だけでなく他法令等の規制により、許可申請の手続前に調整が必要になる場合があります。事前に農業委員会事務局窓口にご相談ください。

【農地転用許可申請から許可までの流れ】標準処理期間等 ※市街化区域以外



【農地区分・許可基準】 許可のポイント

農地転用の許可に当たっては、**A)** 農地が優良農地か否かの面から見る「立地基準」と、**B)** 確実に転用事業に供されるか、周辺の営農条件に悪影響を与えないか等の面から見る「一般基準」の2つの基準があり、双方を同時に満たす必要があります。

A) 立地基準

優良農地を保護する観点から、農地を「農振農用地」「甲種農地」「第1種農地」「第2種農地」「第3種農地」の5つの区分に分けて、農地区分ごとの許可基準と照らし合わせて、許可が可能な土地かどうかを審査するものです。

B) 一般基準

他法令の許可の見込みや、申請人の資金計画、過去の転用等の実績、速やかに転用目的に供するかどうか、面積の妥当性などの「転用実施の確実性」や、周辺農地への「被害防除」など、一般的な項目について審査をするものです。

立地基準、一般基準を同時に満たさなければ、許可とはならない

A) 立地基準

農地区分	農地の土地利用状況等	許可方針
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において「農用地区域」に指定された区域内の農地	原則不許可
甲種農地	市街化調整区域内の ・農業公共投資後8年以内農地 ・集団農地で高性能機械で営農可能農地	原則不許可 ※例外【農業用施設等、土地収用法認定施設、集落接続の住宅等(500㎡以内)】
第1種農地	・10ha以上の広がりがある農地 ・農業公共投資対象農地 ・良好な営農条件を備えている農地	原則不許可 ※例外【農業用施設等、土地収用法対象施設、集落接続の住宅等、市街地に立地困難な施設】
第2種農地	・農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地 ・市街地近郊で市街化が見込まれる農地	第3種農地等に立地することが困難な場合は許可し得る
第3種農地	・市街地内の農地 ・市街地化の傾向が著しい区域内的の農地 ・都市的整備がされた区域内的の農地	許可し得る

B) 一般基準

転用実施の確実性	- 資力及び信用があると認められること - 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意が書面であること - 遅滞なく転用目的に供すると認められること - 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みがあること - 農地と併せて使用する土地がある場合には、申請目的に利用する見込みがあること - 農地転用面積が転用目的からみて、適正と認められること - 宅地の造成のみを目的とするものでないこと
被害防除	- 土砂の流出、崩壊等災害を発生させるおそれがないこと - 農業用排水施設の有する機能に、支障を生ずるおそれがないこと - 周辺農地の営農に、支障を生ずるおそれがないこと
一時転用	公共工事に伴う一時転用等、事業終了後その土地が耕作の目的に供されることが確実と認められること

【農地転用許可済標識の設置について】

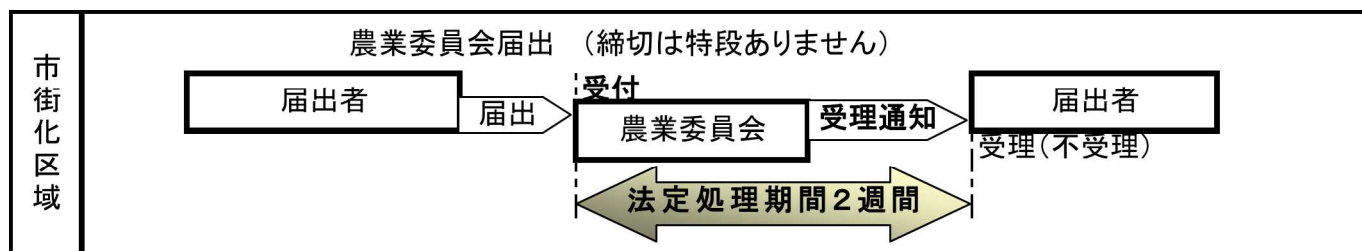
市街化区域以外の転用については、無断転用地と許可地が容易に判別できるよう工事着工から転用工事が完了するまで、右のような「農地転用許可済標識」の設置をお願いしています。

農 地 転 用 許 可 済 標 識	
1 許 可 年 月 日 等	年 月 日 佐市農委 第 一 号
2 許可を受けた土地 (農地)	番
	外 筆 m ²
3 転 用 目 的	
4 転 用 者	住所
	氏名

許可者 佐賀市農業委員会

【市街化区域の農地転用届出】

市街化区域の農地を転用する場合は、農業委員会への届出が必要です。



転用届出書が提出された場合、農業委員会は以下の事項を確認します。

- ・ 届出に係る農地が市街化区域内の土地であるか
- ・ 届出者が、届出に係る農地につき権限を有しているか
- ・ 届出書に法定記載事項が記入されているか
- ・ 法定添付書類が添付されているか

以上の内容を審査し、届出が適法であれば随時受理し、受理通知書を発行します。

【その他】

○農地の形状変更届（任意）

湿田や耕作条件が悪い農地を、生産性の向上を図る目的で「かさ上げ」等の改良工事を行う場合は、農業委員会への届出をしていただきます。

4 違反転用に対する処分（農地法第 51 条ほか）

【原状回復等の措置と罰則が強化】

転用許可を受けずに農地を転用した場合、農地法に違反することとなり、農地等の権利取得の効力は生じず、農業委員会は、土地の農業上の利用の確保、他の公益及び関係人の利益を考慮して特に必要があると認めたときは、無断転用者に対しその必要の限度において、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置を命ずることができるほか、罰則を適用することができることとされています。

また、転用許可を受けた土地が転用目的に供されないまま放置されることは、土地の有効利用、農地法上からみて好ましいことではなく、転用許可に当たっては転用を完了すべき期限等に関して条件を付しており、許可を受けた者がこの許可条件に違反しているときは、事情を調査し、その結果、相当の事由がないにもかかわらず転用事業に着手せず今後も転用事業を確実に行うと認められないときは、農業委員会は許可の取消し又は許可条件の変更を命ずることができるとされています。

【罰則規定の内容】

違反転用に対する抑止力を強化する観点から、罰金等が設定されています。（農地法第 64 条）

- 違反転用 ・ ・ ・ 3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金（法人は 1 億円以下の罰金）

5 農地の賃貸借の更新について（農地法第 17 条）

期間を定めている賃貸借（農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用権設定を除く）は、期間が満了する 1 年前から 6 か月前までに相手に対し、更新しない旨を通知しなかった場合、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなされます。

6 農地の賃貸借の解約について（農地法第 18 条）

種 類	摘 要
許可が不要なもの	(1) 信託事業の信託財産を解約又は更新しない場合 (2) 6 か月以内に農地等を引き渡すことで合意したことを証明する書面がある場合 (3) 農事調停の場合 (4) 10 年以上の期間の定めがある賃貸借を更新しない場合 ※(1)～(4)の場合、30 日以内にその旨を農業委員会へ通知が必要
許可が必要なもの	(1) 賃貸借の解除 (2) 解約の申入れ (3) 合意解約（ <u>6 か月経過して農地を引き渡す場合</u> ） (4) 賃貸借を更新しない場合

7 和解の仲介に関すること（農地法第 25 条ほか）

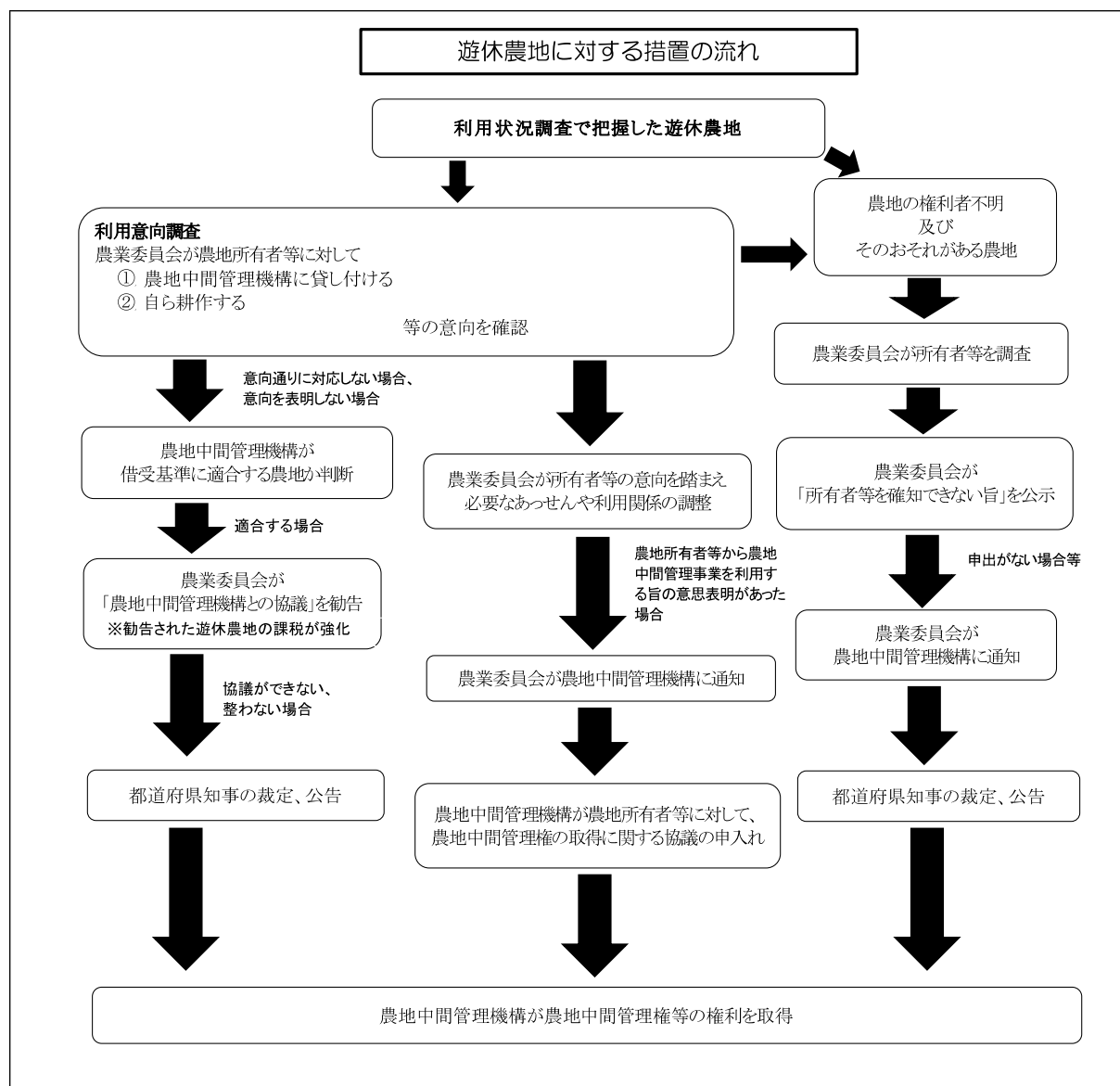
農地法等の手続による賃貸借契約や更新・解約又は賃借料に関することなど、農地の利用関係の紛争が生じた場合は、農地法に基づき農業委員会が和解の仲介を行います。

8 遊休農地（耕作放棄地）対策について（農地法第 30 条ほか）

遊休農地（耕作放棄地）が発生すると雑木や雑草が繁茂し、病虫害や鳥獣害の発生の要因ともなり、また、火災の発生や産業廃棄物等の不法投棄の一因にもなりかねません。

このため農地法では、農地について所有権、賃借権等の権利を有する者はその適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨の責務規定が設けられています。

このため、農業委員会では管内の全ての農地を対象とし、農地が適正に管理されているか利用状況を調査し、この調査で把握した遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が利用意向調査を実施し、最終的に農地中間管理機構等を活用して、遊休農地の有効利用につなげるまでの手続を農業委員会が中心となって行います。



農地中間管理機構は、担い手への農地集積・集約化を推進し、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進めるために、都道府県に一つ設置されています。

農地中間管理機構は、①農地を借受け、②必要に応じて借り受けた農地の利用条件を整備したうえで、③農地を集約化して担い手に貸付けます。

9 農地中間管理機構を介した農地の貸借・売買

農地中間管理機構とは、都道府県知事が指定する都道府県、市町村、農業団体等が出資して組織されている法人で、担い手農家への農地集積・集約化を促進する役割を担っており、佐賀県の農地中間管理機構は、佐賀県農業公社が指定されています。

(1) 農地中間管理事業（農地の貸借）

農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、農地の貸し借りは、農業委員会で行っていた相対による利用権設定が廃止となり、佐賀県農業公社が行う農地中間管理事業に一本化されました。（令和7年4月以降）

佐賀県農業公社は、市町が作成する地域計画の区域において、重点的に事業を行い、農用地利用集積等促進計画を定めます。

ア 事業の特徴

(ア) 農地の貸借について、農地法の許可手続きが不要です。

(イ) 貸借期間満了後は、自動的に貸借関係は消滅し、確実に農地が所有者へ返還されます。

(ウ) 借り手は、貸借期間中は安心して耕作ができます。

また、再設定することにより、継続して借りることも可能です。

(エ) 賃料は農業公社が一括徴収し、個別に支払います。

(オ) 貸借の期間は、下限3年以上の設定となります。

(カ) 賃貸借（有償）契約の場合は、毎年、貸し手と借り手の双方から、事務手数料（賃料の1%の金額＋消費税）が徴収されます。

イ 事業対象者（借り手）の要件

(ア) 農地のすべてを効率的に利用して耕作すること。

(イ) 農業経営者として農業に従事していること。

ウ 対象農地

市街化区域を除く市内全域の農業振興地域内の農地

エ 受付と公告

受付は農業委員会事務局及び各支所の分室で行います。

受付締切日、農用地利用集積等促進計画の公告日は次のとおりです。公告は佐賀県が行います。

【受付締切日】毎月20日 ※閉庁日の場合は、翌開庁日

【公 告 日】受付締切日から4か月後の月の最終開庁日

(2) 農地売買等特例事業（農地の売買） ※あっせん売買制度

ア 事業内容

農地の出し手と農地の受け手との間に、農業委員や農地利用最適化推進委員が入り、農用地等のあっせん調整を行い、調整が整った農地について、出し手が公社に売渡し、受け手が公社から買受ける事業です。

イ 事業対象者（受け手）の要件

- （ア）農地のすべてを効率的に利用して耕作すること。
- （イ）農業経営者として農業に従事していること。
- （ウ）取得後の経営面積が 210 アール（大和町松梅地区・八反原地区、富士町、三瀬村については 121 アール）以上あること。
- （エ）認定農業者や認定新規就農者、法人の中心構成員等であること。
- （オ）所有権移転を受ける農地と現に耕作中の農地との合計面積が、概ね 1 ヘクタール以上の団地形成となること。 ※中山間地域は 0.5 ヘクタール以上

ウ 対象農地

農業振興地域内にある農用地区域内の農地（青地の農地）

エ 優遇措置

- （ア）出し手のメリット

譲渡所得税の軽減

令和 8 年 4 月 1 日現在

	農地売買等特例事業 (あっせん事業)	
	通 常	800 万円まで
譲渡所得税特別控除額	買入協議制度	1,500 万円まで

〈買入協議制度とは〉

農地所有者から農業委員会に対して、農地のあっせん申出（売却希望申出）があった場合に、農業委員会が利用調整を行ってもなお、売却希望者と購入希望者双方の合意が得られない場合などに、この制度を利用して確実に担い手（認定農業者等）へ優良農地の集積を図るものです。

- （イ）受け手のメリット

不動産取得税、登録免許税の軽減

令和 8 年 4 月 1 日現在

	農地売買等特例事業 (あっせん事業)	通常の所有権移転
不動産取得税	$\text{固定資産評価額} \times \frac{3}{100} \times \frac{2}{3}$	$\text{固定資産評価額} \times \frac{3}{100}$
登録免許税	$\text{固定資産評価額} \times \frac{10}{1000}$	$\text{固定資産評価額} \times \frac{20}{1000}$

※この事業での売買価格は、原則、近傍類似の価格となります。

10 農地の名義変更について

相続又は売買等により取得し、耕作する農地を第三者に対して「完全に所有していること」を主張するには、法務局に所有権の登記をしなければなりません。この場合、相続や一部の例外を除き農業委員会で農地法の許可を受ける必要があります。

（１）売買による変更

対価を支払うことにより農地の引渡しを受ける場合

（２）交換による変更

取得する農地と等価の農地を相手方に譲渡する場合

（３）贈与による変更

無償で農地を譲渡する場合

ア 部分贈与

所有している農地の一部を譲渡することです。

イ 一括贈与

所有している農地全部を１人の後継者に譲渡することです。

ウ 遺贈

遺言により財産の全部又は一部を無償で譲渡することです。

（ア）包括遺贈

所有している農地を全部又は $1/2$ など一定の割合を示して譲渡する場合は、農地法の許可を要しませんが、農業委員会に届出をしていただくことになります。

（イ）特定遺贈

所有している農地のうち特定した農地を譲渡する場合、相続人に対する特定遺贈の場合は農地法の許可を要しませんが、農業委員会に届出をしていただくことになります。

また、相続人以外に対する特定遺贈の場合は、農地法の許可が必要です。

※P45「２ 農地の相続等の権利取得の届出制度について」参照

(4) 相続による変更

所有者の死亡により、その所有していた農地を民法に定める法定相続人が無償で引き継ぐ場合

ア 法定相続

民法に定められた割合で共同で相続します。相続人の1人が単独で登記することもできます。

イ 遺産分割

相続人全員の話し合いによって「遺産分割協議書」を作成します。

※上記ア、イの場合は、農業委員会に届出をしていただくことになります。

※P45「2 農地の相続等の権利取得の届出制度について」参照

11 農業者年金制度について

(1) 農業者年金制度の改正

農業者年金制度は、農業者の老後の生活安定と農業経営の世代交代の促進などを目的として昭和 46 年 1 月に創設され、着実に農業者の皆さんに定着していましたが、その後、農業の担い手不足や農業者の高齢化が進み、農業者年金への加入者は減少する一方で、受給者は増加したため、抜本的な制度の見直しが必要となり、平成 14 年 1 月から新しい農業者年金制度がスタートしました。(以下、平成 13 年 12 月までの農業者年金を「旧制度」、平成 14 年 1 月からの農業者年金を「新制度」という。)

(2) 新制度の農業者年金

ア 積立方式

自分の年金原資を自分で積立てる積立方式の確定拠出型年金です。加入者数等に左右されにくく、長期に安定した制度となっています。

イ 加入要件

- ◎ 20 歳以上 65 歳未満の者（ただし、60 歳以降に加入できる方は、国民年金の任意加入者に限ります）
- ◎ 国民年金の第 1 号被保険者又は国民年金の任意加入被保険者（ただし、保険料納付免除者でないこと）
- ◎ 年間 60 日以上農業に従事する者
 - ※ 農業者年金に加入する場合、国民年金の付加年金への加入が必要です。
 - ※ 国民年金基金や確定拠出年金との重複加入はできません。

ウ 加入の種類

◎ 通常加入

上記イの加入要件を満たす者が加入できます。

◎ 政策支援加入

上記イの加入要件を満たし、かつ、次の要件の全てを満たす者が加入できます。

・ 20 年要件

60 歳までに保険料納付期間等が 20 年以上見込まれること

・ 所得要件

農業所得（経費控除後）が 900 万円以下であること

・ 担い手要件

認定農業者で青色申告者であることなど、下記エの表にある区分 1 から 5 のいずれかに該当すること

エ 保険料

◎ 通常保険料

- ・通常加入した者が納付する保険料です。
- ・保険料は、月額 2 万円から 6 万 7 千円までの間で、千円単位で加入者が決定し、いつでも変更できます。

※なお、35 歳未満かつ認定農業者に該当しない等の一定の要件を満たす方は、月額 1 万円から加入することができます。

- ・毎年 11 月 15 日までに申し出れば翌年分の前納納付（1 年分の一括納付）ができます。

◎ 特例保険料

- ・政策支援加入した者が納付する保険料です。
- ・保険料 2 万円（固定）から国庫補助額を除いた金額を納付します。
- ・最長 20 年間補助を受けることができます。
（35 歳未満は要件を満たしている全ての期間、35 歳以上は 10 年間を限度）
- ・納付の額は政策支援の区分及び年齢に応じて次の表のとおりとなります。

◆国庫補助対象者と補助額

[保険料は月額 2 万円に固定されます]

区分	必要な要件	国庫補助額（月額）	
		35 歳未満	35 歳以上
1	認定農業者かつ青色申告者である経営主	10,000 円 (5 割)	6,000 円 (3 割)
2	認定就農者かつ青色申告者である経営主	10,000 円 (5 割)	6,000 円 (3 割)
3	区分 1 又は区分 2 の要件を満たしている経営主と家族経営協定を締結した配偶者又は直系卑属	10,000 円 (5 割)	6,000 円 (3 割)
4	認定農業者又は青色申告者のいずれかの要件を満たしている経営主で、3 年以内に区分 1 を満たすことを約束した者	6,000 円 (3 割)	4,000 円 (2 割)
5	農業を営む者（区分 1 又は区分 2 を除く）の直系卑属の後継者で、35 歳まで（25 歳未満の者は 10 年以内）に、区分 1 を満たすことを約束した者	6,000 円 (3 割)	

※政策支援の額を受給（特例付加年金）するためには、受給前に後継者等への経営継承（受給者の農業経営からの引退）が必要となります。

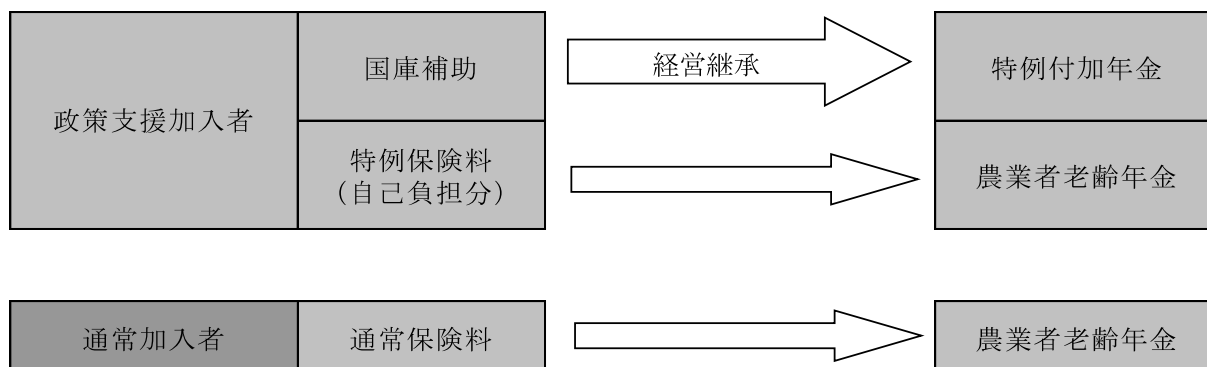
※35 歳未満で加入した方は、35 歳から自動的に 35 歳以上の額に変更されます。

※区分 1 の認定農業者は、農業法人として認定を受けている方を除きます。

※区分 3 及び区分 5 の加入者は、年間農業従事日数が 150 日以上である必要があります。

オ 年金給付

年金給付の種類は、農業者老齢年金と特例付加年金です。



(ア) 農業者老齢年金

- ・通常保険料、特例保険料及びその運用収入の総額を基礎とする終身年金です。
- ・65 歳以上 75 歳未満の間で、受給開始時期を選択できます。なお、60 歳まで繰上げ受給を選択することもできます。

(イ) 特例付加年金

- ・保険料の国庫補助額とその運用収入を基礎とする終身年金です。
- ・原則 65 歳に達し、20 年要件を満たす者が、農地等及び特定農業用施設の全てについて後継者又は第三者に権利の移転・設定を行い、農業を営む者でなくなった時から受給できます。
- ・農業経営を再開した場合は、支給停止となります。

カ 年金の支払

年金は 3 か月分ずつ年 4 回（2 月、5 月、8 月、11 月）に分けて支払われます。支払日は各月の 10 日（土・日曜日又は祝日の場合は、その直前の平日）です。ただし、年額が 12 万円未満の場合は、年 1 回 11 月に支払われます。

キ 死亡一時金

加入者及び受給権者が 80 歳に達する前に死亡したときに、その者と生計を一にする遺族に一時金として支給されます。

◎ 死亡一時金の額

- ・死亡した月の翌月から 80 歳に達する月までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に概ね相当する額

◎ 遺族の範囲

- ・死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹（順位は記載順）であって、死亡当時に生計を一にしていた者

(3) 旧制度の農業者年金

ア 年金給付

年金給付の種類は、農業者老齢年金と経営移譲年金です。

(ア) 農業者老齢年金

- ・ 経営移譲年金の受給者以外の者で、保険料納付済期間等が 20 年以上ある者が 65 歳に達した時に受給する年金です。

(イ) 経営移譲年金

- ・ 65 歳の誕生日の前々日までに、自分名義の農地等の権利を 60 歳未満の後継者か第三者に所有権を移転するか、使用収益権を移転または設定（期間 10 年以上）して、農業経営から引退した場合に受給できます。
- ・ 経営移譲終了日の 1 年前の日に所有地、借入地等、自分名義の耕作農地等の面積が 30 アール以上必要です。
- ・ 農業者年金の経営移譲は、単に農地等の権利名義を変えるだけでなく、実体の伴った経営移譲であることが必要です。このため、農業共済に係る共済関係の名義、経営所得安定対策等交付金の申請名義及び農業所得に係る所得申告の名義の変更が必要です。
- ・ 経営移譲年金の受給権者が農業経営を再開したときや、自分名義の農地を売却したり、転用したりしたときは、経営移譲年金が支給停止となる場合があります。

イ 年金の支払

年金は 3 か月分ずつ年 4 回（2 月、5 月、8 月、11 月）に分けて支払われます。支払日は各月の 10 日（土・日曜日または祝日の場合は、その直前の平日）です。

ウ 死亡一時金

保険料の納付済月数が 36 か月以上ある者で、年金を受給する前に死亡した場合等に遺族に支給されます。

【遺族の範囲】

- ・ 死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹（順位は記載順）であって、死亡当時に生計を一にしていた者

(4) 現況届

受給者は、毎年 6 月中に、現況届を農業委員会に提出しなければなりません。現況届は、経営移譲年金及び特例付加年金若しくは農業者老齢年金を受給している方が生存しているかどうか、また、経営移譲年金及び特例付加年金にあつては農業再開や農地等の返還がなされていないかどうかを確認するための届出です。

現況届を提出しなければならない方は、前年の 6 月 30 日以前に経営移譲年金、特例付加年金、農業者老齢年金の裁定を受けた方です。

なお、提出されていない方については、11月の定期支払から年金の支払が差し止めとなります。

（５）年金受給相談

農業委員会では、農業者年金の加入者を対象に、農業者年金受給に関する相談対応を適宜行っていますので、お気軽にご相談ください。

12 各種申請等の手続に必要な書類について

◎ 農地法関係

◇農地法第3条許可申請

農地等を農地のまま譲渡したり、貸借したりする場合

種 別	申請者別	添 付 書 類
売買・貸借	譲渡人 (貸付人)	・ 土地登記簿謄本（全部事項証明書） ・ 印鑑証明書（使用貸借は不要） ※登記簿の住所とつながらない場合は、住民票など
	譲受人 (借受人)	・ 住民票謄本（市外居住者の場合） ・ 耕作証明書（市外居住者の場合） ・ 営農計画書（新規就農者、遠距離通作者、市外居住者等の場合） ・ 通作経路図（遠距離通作者、市外居住者等の場合）
あっせん 交換	譲渡人	・ 土地登記簿謄本（全部事項証明書） ・ 印鑑証明書 ※登記簿の住所とつながらない場合は、住民票など
	譲受人	・ 住民票謄本（市外居住者の場合） ・ 耕作証明書（市外居住者の場合） ・ 字図、案内図 ・ 固定資産評価証明書 ・ 市街化調整区域である証明
生前一括贈与 (納税猶予を 受ける場合)	贈与者	・ 固定資産評価証明書（名寄帳で可） ・ 土地登記簿謄本（全部事項証明書） ・ 印鑑証明書 ※登記簿の住所とつながらない場合は、住民票など
	受贈者	・ 住民票謄本（市外居住者の場合） ・ 戸籍謄本 ・ 耕作証明書（市外居住者の場合）

☆ 圃場整備実施地区（換地登記未済地区）については、一時利用指定通知書が必要です。

☆ 法人が農地を取得する場合は、上記のほか法人登記簿や定款等が、適格法人の場合は、更に「農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）」が必要です。

☆ 法人の場合は記名押印してください。法人以外でも本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

◇農地法第4条・5条許可申請等

種 別	添 付 書 類 (各1部)	
	市街化区域以外 (許可申請)	市街化区域 (届出)
農地法第4条 ※自己所有地 を転用する場合	○土地登記事項証明書 (全部事項証明書) ○字図 ○管内図 (縮尺1/30,000程度) ○案内図 (縮尺1/1,500程度) ○土地利用計画図 (排水計画等を入れた配置図) ○計画断面図 (護岸・土留含む) ○建物・施設の平面図・立面図等 ○承諾書 (隣接農地所有者・耕作者) ※任意 ○見積書 ○資金証明書 (残高・融資証明書等) ○事業計画書 (店舗・資材置場等) ○賃貸借・使用貸借の場合は契約書の写し ○土地改良区の意見書 (田の場合) ○排水同意書 ※任意	○土地登記事項証明書 (全部事項証明書) ○字図 ○案内図 (縮尺1/1,500程度)
農地法第5条 ※農地を購入 又は借り入れて 転用する場合	上記4条の書類に加えて ○譲渡人・・・印鑑証明 ○譲受人 - 個人・・・住民票 (市外居住者の場合) - 法人・・・登記事項証明書 (全部事項証明書) 印鑑証明書 定款または寄付行為	上記4条の書類に加えて ○個人・・・住民票 (市外居住者の場合) ○法人・・・登記事項証明書 (全部事項証明書) (開発許可書の写しを添付した 場合は不要)
4条・5条 共通事項	※開発許可を要するもの 市建築指導課へ許可申請書の提出 ※資材置場・駐車場等 ●確約書 (建物を建てない旨) ●拡張・移転等の申請の場合 現在地の位置図及び利用状況図 ※一時転用の場合 転用者の農地復元確約書 ※公有水面の占用、里道の払下げ等を必要とする場合 許認可申請書の写し ※申請地が農用地の場合 (農振除外の決定通知後の受付となります) ※申請地が圃場整備事業の一時利用指定地の場合 「一時利用指定通知書」「異種目換地指定通知書」 「換地確約書」「用途証明書」「一時利用指定図」 が必要です	※土地区画整理区域内の場合 土地区画整理組合の意見書 仮換地指定図 区画の全体図 ※一時転用の場合 転用者の農地復元確約書

注意 転用目的によっては、上記以外の添付書類も必要になります。農業委員会事務局にご相談ください。

◇農地等形状変更届（任意）

農地のかさ上げなど形状を変更する場合

添 付 書 類（各 1 部）	備 考
○土地登記事項証明書 （全部事項証明書） ○案内図 ○字 図 ○土地改良区の意見書（田の場合） ○承諾書 （隣接農地所有者・耕作者） ○平面図・断面図	断面図は、切り土・盛り土 の高さがわかるもの

◎農業経営基盤強化促進法関係

◇農地中間管理事業による利用権設定等の申出

種 別	申請者別	添 付 書 類 (各 1 部)
賃 借 権 使用貸借権	貸付人	・ 認印 〔農業公社に口座登録がない場合〕 ・ 農用地賃貸料の振込先口座届出書 〔相続登記が済んでいない農地や共有名義の農地の場合〕 ・ 権利関係の申請書（相関図含む） ・ 権利設定同意書 〔市外居住者の場合〕 ・ マイナンバーカード・運転免許証・住民票の写しなど住所の確認ができるもの
	借受人	・ 認印 〔農業公社に口座登録がない場合〕 ・ 貯金口座振替依頼書 〔市外居住者の場合〕 ・ マイナンバーカード・運転免許証・住民票の写しなど住所の確認ができるもの
所有権移転	譲渡人	・ 土地登記事項証明書（全部事項証明書） ・ 字図 ・ 対象農地の固定資産評価証明書 ・ 農業振興地域内の農用地についての証明 ・ 印鑑証明書 ・ 実印 〔市外居住者の場合〕 ・ 住民票抄本
	譲受人	・ 住民票抄本 ・ 印鑑証明書 ・ 実印 ・ 農業経営改善計画認定書及び計画書

※ほ場整備実施地区（換地登記未済地区）については、参考として一時利用地指定通知書に記載された仮地番等が必要です。

13 各種証明書の交付について

証 明 の 種 類	主 た る 用 途 (提出先)	証 明 手数料
農地法第 3 条許可済証明	○所有権移転登記等 (法務局)	300 円
農地法第 4・5 条許可済証明	○建築確認申請 (市建築指導課)	
農地法第 4・5 条届出受理済証明	○個人住宅建設資金申込 (住宅金融支援機構)	
譲渡所得の特別控除に係る土地等についての証明	○農地売買等特例事業 (あっせん売買) による特別控除の適用を受けるため (税務署)	
引き続き農業経営を行っている旨の証明	○贈与税納税猶予の適用を受ける場合 ○相続税納税猶予の適用を受ける場合 (税務署)	
特定事業用資産の買換えの場合の課税の特例に係る土地等の買換えについて農業委員会が適当であると認める証明	○市街化区域内の農地を売って調整区域内の農地を買換える場合、通常 5 倍までの面積となっているが、農業委員会の証明があれば 10 倍まで買換えが認められる (税務署)	
耕作証明	○軽油引取税の課税免除を受ける場合 (県税事務所) ○市内居住者が他市町に農地を求める場合 (他市町農業委員会) ○農家住宅の建築を申請する場合 (市建築指導課)	
登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明	○農地売買等特例事業 (あっせん売買) により、県農業公社から農地を取得する場合 (農業公社)	
農地法第 4 条第 1 項第 8 号、同法施行規則第 29 条第 1 号に該当し、農地法第 4 条の規定による許可を要しない証明	○建築確認申請 (市建築指導課)	無 料
転用完了証明	○地目変更申請 (法務局)	

令和 8 年度 佐賀市農業委員会概要書

令和 8 年 8 月

発 行 佐賀市農業委員会
〒840-8501 佐賀市栄町 1 番 1 号
電話 0952-40-7340 FAX 0952-40-7391
Email nogyo@city.saga.lg.jp